

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月30日

【事業年度】 第8期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 テラ株式会社

【英訳名】 tella, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 矢崎 雄一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町四丁目7番地2

【電話番号】 03-6272-6477(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 山本 龍平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町四丁目7番地2

【電話番号】 03-6272-6477(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 山本 龍平

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	1,322,465
経常利益 (千円)	-	-	-	-	52,220
当期純利益 (千円)	-	-	-	-	16,614
包括利益 (千円)	-	-	-	-	25,440
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,305,124
総資産額 (千円)	-	-	-	-	2,212,798
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	98.75
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	1.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	1.32
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	58.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	1.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	305.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	139,984
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	77,905
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	359,562
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,092,670
従業員数 (名)	-	-	-	-	59

(注) 1 第8期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
営業収入 (千円)	269,297	546,009	974,861	1,145,832	1,193,687
経常利益 (千円)	63,634	107,483	197,855	131,790	22,885
当期純利益 (千円)	69,890	59,627	109,075	76,534	3,513
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	247,628	247,628	406,343	418,009	588,418
発行済株式総数 (株)	10,082	10,082,000	11,837,000	12,079,000	13,074,000
純資産額 (千円)	367,704	427,331	853,040	940,857	1,277,922
総資産額 (千円)	526,290	722,559	1,508,823	1,719,362	2,154,704
1株当たり純資産額 (円)	36,471.37	42.39	72.07	77.89	97.75
1株当たり配当額 (円)	-	-	1.00	0.60	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	7,567.00	5.91	9.68	6.39	0.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	8.84	6.08	0.28
自己資本比率 (%)	69.9	59.1	56.5	54.7	59.3
自己資本利益率 (%)	31.0	15.0	17.0	8.5	0.3
株価収益率 (倍)	-	-	119.9	114.1	1,449.1
配当性向 (%)	-	-	10.3	9.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	73,977	92,493	245,869	186,486	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	144,366	85,904	258,475	230,958	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	151,437	37,394	471,541	93,866	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	118,714	162,698	621,634	671,028	-
従業員数 (名)	10	17	36	49	44

(注) 1 営業収入には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益は、第7期まで関連会社がないため、第8期については連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第4期から第5期においては、新株予約権が存在しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4 第4期から第5期の株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

5 当社は、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

6 第8期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
平成16年6月	東京都渋谷区恵比寿に、樹状細胞ワクチン療法の研究開発及びそれに基づく新たな医療支援サービスの提供を目的として、テラ株式会社（資本金10百万円）を設立
平成17年5月	本社を東京都港区白金台に移転
平成17年5月	樹状細胞ワクチン療法の技術・ノウハウ等の提供を開始 がん治療専門クリニックであるセレンクリニック（現：医療法人社団医創会 セレンクリニック）の設立支援を行い、第1号基盤提携医療機関として提携契約を締結
平成19年6月	当社の樹状細胞ワクチン療法等の研究開発を行うため、千葉大学大学院医学研究院に寄附講座「がん分子免疫治療学（テラ）寄附講座」を開設
平成19年8月	株式会社癌免疫研究所とがん抗原であるWT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に使用できる独占的特許実施許諾契約を締結
平成19年9月	本社を東京都新宿区本塩町に移転
平成21年3月	ジャスダック証券取引所NEOへ株式を上場
平成21年10月	本社機能を東京都千代田区麹町に移転
平成22年10月	「大阪証券取引所（旧ジャスダック証券取引所）NEO」より「JASDAQ（スタンダード）」へ市場区分を移行
平成23年2月	バイオメディカ・ソリューション株式会社を連結子会社化
平成23年12月	旭化成株式会社を割当先とした第三者割当増資を実施

当社社名の由来

当社の社名である「tella」は、tera（兆）、terra（地球、グローバル）、tell（伝える、発信する）等の言葉で構成された造語です。

「tella」には、「人体を構成する60兆個の細胞を科学する企業」、「世界に向けて発信する、グローバルなヘルスケア企業」という意味が込められており、自ら創造する企業でありたいという意味が込められています。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社の計2社で構成されており、「医・療・を・創・る」をミッションとして、樹状細胞ワクチン療法を中心とした研究開発、全国の医療機関に対する営業開拓、セミナー等を通じた患者に対する情報提供、学会等での発表を中心とした学術活動、及び主に大学医療機関に対する細胞加工施設の運営受託・保守管理サービスを継続的に行っております。報告セグメントは、樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自の癌治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行っている細胞治療技術開発事業（テラ株式会社）、研究機関、医療機関からの細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービス、並びに消耗品、装置等の販売を行っている細胞治療支援事業（バイオメディカ・ソリューション株式会社）の2つの区分で構成されております。

1. 医療機関に提供するサービスの概要

樹状細胞ワクチン療法を中心とするがん免疫療法を行うには、高度な技術・ノウハウ、専門技術者の確保・育成、専用施設・機器等が必要であり、医療機関が独力でこれらすべてを準備し、導入することは困難です。

当社は、大学等の研究機関との研究成果を活かして、医療機関が樹状細胞ワクチン療法を中心とするがん免疫療法を患者に提供するために、以下のサービスを包括的に提供し、対価を受け取っております。

(1)細胞培養体制整備支援サービス

細胞培養施設の設置に関する支援

樹状細胞の培養を行うためには、医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）が必要となります。当該施設の設計、運用には独自のノウハウが必要となりますが、当社はこのノウハウをもとに、高品質の樹状細胞を安定的に培養するための施設の設置支援を行っております。

培養方法に関する教育指導

医療機関が樹状細胞ワクチン療法を中心とするがん免疫療法を患者に提供するにあたり、培養される樹状細胞の品質が重要となります。当社では、医療機関の培養技術者が安定的に質の高い樹状細胞を培養できるよう、培養方法の教育指導をしております。

標準作業手順書の貸与

当社では、樹状細胞をはじめとする高品質の免疫細胞を安定的に培養するため、培養ノウハウを標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedures）に取りまとめ、医療機関に貸与しております。当該手順書は、培養技術・ノウハウの改良が行われる毎に内容を更新しております。

培養管理システム導入の支援

樹状細胞の培養工程は多岐に亘る、複雑なものとなっております。当社では、当該培養工程を正確かつ効率的に管理し、高品質な樹状細胞を培養するためのGMP（Good Manufacturing Practice：医薬品の製造及び品質管理に関する基準）に準拠した培養管理システムを導入する支援を行っております。

細胞品質管理支援サービス

臨床効果を高めるには、樹状細胞ワクチン療法において用いる、樹状細胞の品質管理が重要です。この点、当社は契約医療機関で培養された樹状細胞ワクチン療法に用いられる細胞について、その品質の解析を行い、契約医療機関に報告をしております。このように、培養された細胞の品質報告と細胞測定装置による解析を行う体制を整えることで、契約医療機関において安定的に高品質な樹状細胞が培養されるよう支援しております。

(2) 運営体制整備支援サービス

治療実施体制整備の支援

治療を行うに際しては、医療相談から細胞培養、投与に至る治療の一連の流れに対して、医師、看護師、培養技術者等、多くの専門家が関わるため、治療実施体制が複雑なものになります。当社では、独自のノウハウを提供することで、医療機関が治療実施体制の整備をスムーズに行えるように支援を行っております。

業務に関わる文書の貸与

樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん免疫療法に関する説明文書等、業務に関わる文書の貸与を行っております。

臨床効果評価方法の体制整備に関する支援

臨床効果評価は、治療の継続的な改善及びレピュテーションの向上に必要であることから、全ての契約医療機関で統一した評価体制をとれるよう支援しております。

(3) がん組織の保管に関する技術・ノウハウの提供

樹状細胞ワクチン療法に必要な抗原の一つである、自己がん組織の利用可能性を高め、同療法を実施できる患者を増やすために、契約医療機関に対して、患者の自己がん組織を超低温下において保存するサービス「プライベートがんバンク」の技術・ノウハウを提供しております。

(4) 協力医療機関の紹介

治療を行う際に、それを構成する全ての治療を契約医療機関のみで行うことができない場合もあることから、治療に協力していただける医療機関を当社が開拓し、契約医療機関に紹介しております。

(5)集患支援サービス

樹状細胞ワクチン療法を中心とするがん免疫療法は新しく、まだ認知が広がっていない技術・ノウハウであるため、普及を進め、より多くの患者に提供していくためには、その内容等を認知・理解していただく必要があります。

そのため、当社では、これまで蓄積してきた情報発信ノウハウを契約医療機関に提供することで、当該医療機関の集患を支援しております。

2. 契約医療機関について

(1)契約医療機関の種類

当社がサービスを提供する契約医療機関は、契約形態によって、基盤提携医療機関、提携医療機関、連携医療機関の3種類に分類されます。

基盤提携医療機関

当社が、医療機関に対して樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん免疫療法を行うための設備の貸与、技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、施設使用料、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。新規に設立する医療機関の場合は、設立支援も行っております。

提携医療機関

当社が、医療機関に対して樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん免疫療法を行うための技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。当社が設備の貸与を行わないことから、当社への施設使用料が発生しない点が、基盤提携医療機関と異なります。

連携医療機関

基盤提携医療機関又は提携医療機関と連携して治療を行う医療機関であります。当社が、医療機関に対して樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん免疫療法を行うための技術・ノウハウの提供、医療機関向け及び患者向け情報提供等を行い、その対価を受け取っております。

(2) 当社契約医療機関の概要（契約締結順）

平成23年12月末時点における、当社の契約医療機関は以下のとおりです。

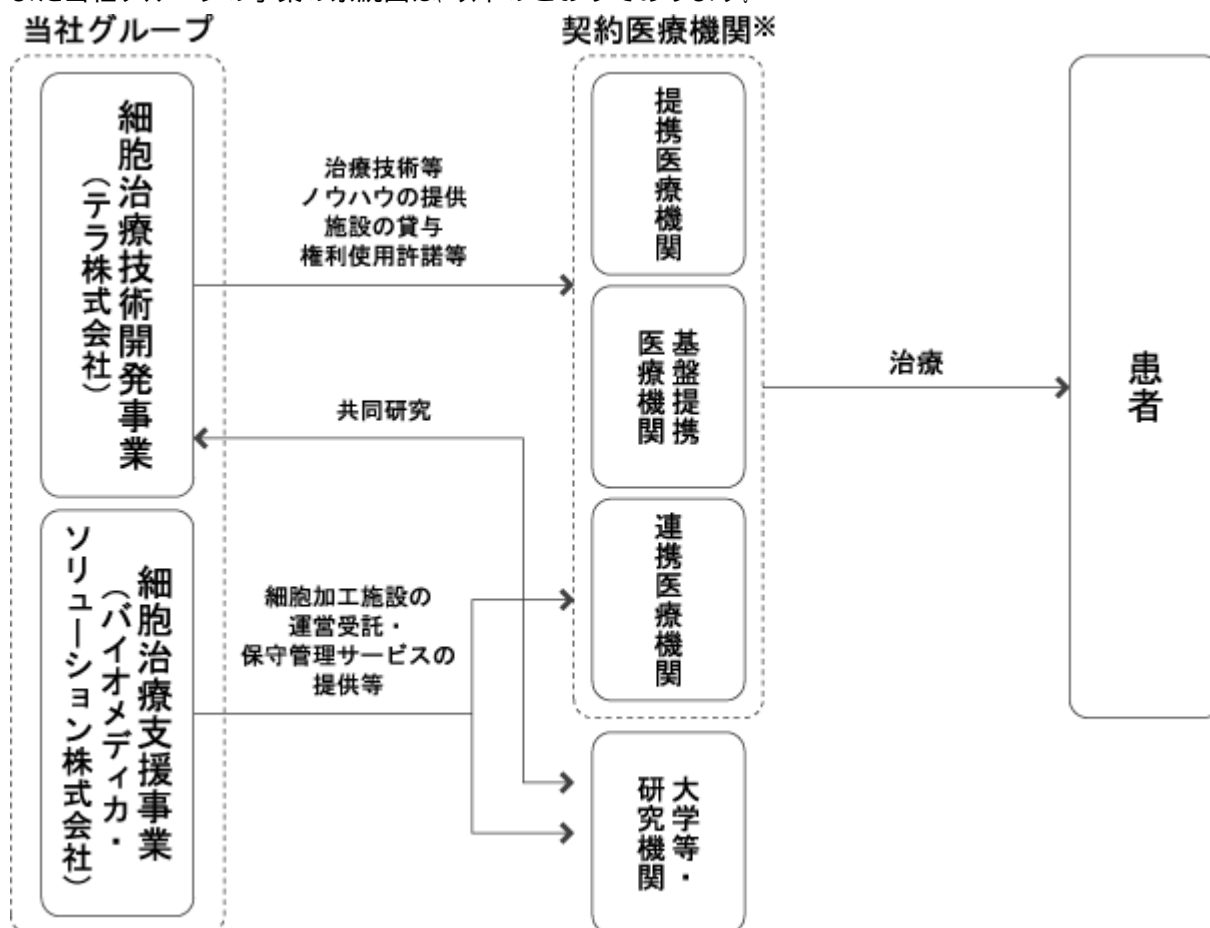
名称	所在地	契約形態
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京（注）1	東京都港区	基盤提携
社会医療法人 北斗 北斗病院	北海道帯広市	提携
医療法人社団 明芳会 板橋中央総合病院	東京都板橋区	連携
医療法人 クリニックサンルイ	京都府京都市山科区	基盤提携
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック分院	東京都千代田区	提携
花園クリニック 院長 桑原美苗	広島県福山市	提携
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック	神奈川県横浜市港北区	基盤提携
国立大学法人 信州大学（信州大学医学部附属病院）	長野県松本市	提携
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋（注）2	愛知県名古屋市中区	基盤提携
特定医療法人 北楡会 札幌北楡病院	北海道札幌市白石区	基盤提携
独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	鹿児島県鹿児島市	提携
仙台駅前アエルクリニック 院長 伊藤克礼（注）3	宮城県仙台市青葉区	基盤提携
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	福岡県福岡市中央区	基盤提携
国立大学法人 愛媛大学（愛媛大学医学部附属病院）	愛媛県東温市	提携
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	兵庫県神戸市中央区	基盤提携
医療法人社団 ミッドタウンクリニック	東京都港区	基盤提携
松本歯科大学病院	長野県塩尻市	基盤提携
国立大学法人 長崎大学	長崎県長崎市	提携
健康増進クリニック	東京都千代田区	連携
医療法人社団洗心 島村トータル・ケア・クリニック	千葉県松戸市	連携
鶴見大学	神奈川県横浜市	連携

（注）1 医療法人社団 医創会 セレンクリニックは、平成23年4月1日付で医療法人社団 医創会 セレンクリニック 東京に名称を変更しております。

2 医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニックは、平成23年4月1日付で医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋に名称を変更しております。

3 仙台駅前アエルクリニックは、平成23年5月10日付で、伊藤克礼氏の運営する基盤提携医療機関として契約をしております。

また当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



※契約医療機関の契約内容により、提供サービス等は異なります

当社技術内容に関する補足説明

1. 樹状細胞ワクチン療法の概要

(1) 樹状細胞ワクチン療法の位置づけ

がんの治療には、主に標準治療といわれる次の3種類の治療法が用いられています。

- 「外科療法（手術）」
- 「化学療法（抗がん剤治療）」
- 「放射線療法」

がんと診断された場合、一般的にこれらの標準治療の実施が検討されます。局所的ながんの治療には、外科療法や放射線療法が、全身に対しての治療には化学療法等が用いられます。

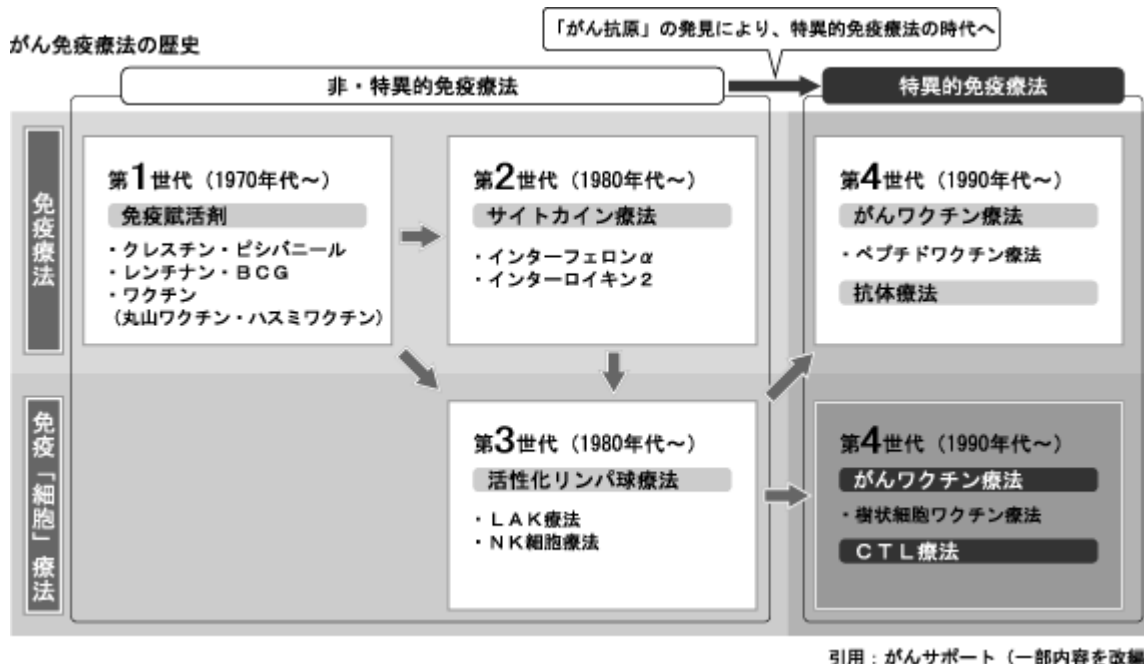
しかし、これらの標準治療だけでは治療できないがんもあり、第4の治療法として「がん免疫療法」が注目されています。

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法は、このがん免疫療法の一つです。がん免疫療法の歴史は1970年代から続くもので、その種類は多岐に亘りますが、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃できる「特異的免疫療法」に属する「がんワクチン療法¹」の一つです。

樹状細胞ワクチン療法は、現在、世界中で臨床研究が行われておりますが、その有効性については、臨床研究において検証されている途上であるため、当社契約医療機関では自由診療として提供されております。

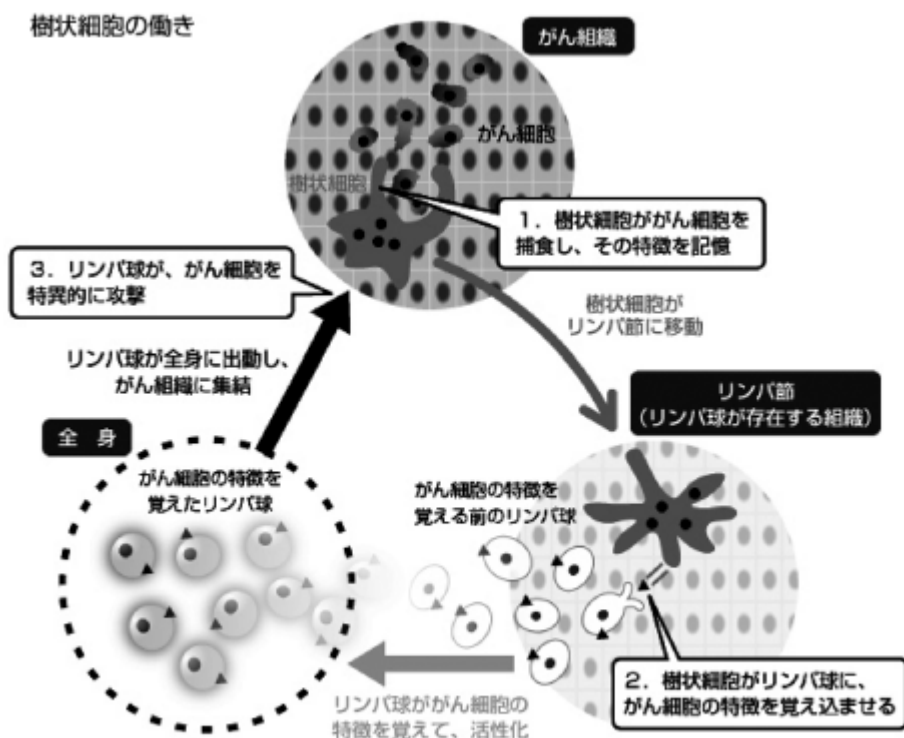
1：がんワクチン療法

樹状細胞等によって、リンパ球にがん抗原（がん独自の特徴）を認識・記憶させることで、がん細胞を持続的に制御する治療法です。代表的なものに、樹状細胞ワクチン療法、ペプチドワクチン療法があります。



(2) 樹状細胞の働き

樹状細胞とは、枝のような突起（樹状突起）を持つことにその名が由来する免疫細胞です。この樹状細胞は、体内で異物を捕食することによりその異物の特徴（抗原）を認識し、リンパ球（異物を攻撃する役割を持つT細胞等）にその特徴を覚え込ませます。これにより、そのリンパ球が異物を特異的に攻撃することが可能になります。



(3) 樹状細胞のがん治療への応用

樹状細胞ワクチン療法は、樹状細胞の働きをがん治療に活かしたものです。

具体的には、まず樹状細胞にがん抗原（患者のがん組織や人工的に作製したがんの特徴を持つ物質）を認識させ、その樹状細胞を患者の体内に戻します。これにより樹状細胞がリンパ球にがんの特徴を覚え込ませ、リンパ球はがん細胞のみを特異的に攻撃するようになります。

このように、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。

(4) 当社の提供する樹状細胞ワクチン療法について

根拠となる技術・ノウハウ

当社の樹状細胞ワクチン療法は、欧米の学術論文にもなっている²、東京大学医科学研究所で行われた悪性黒色腫・甲状腺がんに対する臨床研究、徳島大学で行われた口腔がんに対する臨床研究で培われた技術・ノウハウが基礎になっております。

また、細胞培養は東京大学医科学研究所細胞プロセッシング寄附研究部門（平成20年8月終了）の技術・ノウハウも導入しております。

当社契約医療機関では、これらの技術・ノウハウをもとに着実に症例数を積み重ねており、その数は約4,950症例となっております（平成23年12月末時点）。

2: 学術論文（一例）

- ・ Nagayama H. et al. Melanoma Res. 2003 Oct;13(5):521-30.（東京大学医科学研究所、悪性黒色腫に対する研究）
- ・ Kuwabara K. et al. Thyroid. 2007 Jan;17(1):53-8.（東京大学医科学研究所、甲状腺がんに対する研究）
- ・ Okamoto M. et al. Res. Adv. in Cancer 2005 May;61-76.（徳島大学、口腔がんに対する研究）

種類

樹状細胞ワクチン療法を行うには、樹状細胞にがん抗原を認識させる必要がありますが、その方法には、(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法と、(b)局所樹状細胞ワクチン療法があります。

(a) 抗原パルス樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞にがん抗原をパルスする（取り込ませる）ことで、樹状細胞にがん抗原を認識させる療法です。パルスする抗原に何をを用いるかで、2つの療法に区別されております。

() 自己がん組織樹状細胞ワクチン療法

抗原に自己がん組織を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。自己のがん組織を用いるため、がん種を問わず抗原として使用できます。一方、既に手術が終了しており、がん組織がきれいな状態で保管されていない場合やがんの進行により手術ができず、自己がん組織を採取できない場合等、本療法が実施できないことも少なくないといわれています。

()人工抗原樹状細胞ワクチン療法

人工的に作製されたがん抗原（人工抗原）を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。人工抗原はがん種によって使えるものと使えないものがありますが、杉山治夫教授（大阪大学大学院医学系研究科）等によって発見されたがん抗原である「WT1ペプチド」は、固形がん及び血液がんに有効であることが欧米の学術論文³により報告されております。

当社は、WT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に応用する独占ライセンスを保有しており、これにより、当社契約医療機関においては自己がん組織が採取できない患者に対しても遺伝子型が一致する場合、樹状細胞ワクチン療法の提供が可能になりました。

3:学術論文（一例）

- ・ Oka Y et al. Current Opinion in Immunology 2008 Volume 20 Page 211-220
(大阪大学医学部；WT1ペプチドワクチン療法は白血病や固形癌で有効な免疫反応と臨床反応を示した)
- ・ Morita S et al. Jpn J Clin Oncol 2006 Volume 36 Page 231-236. (大阪大学医学部；固形腫瘍に対するWT1ペプチドワクチン療法のフェーズI/II臨床試験；フェーズI臨床試験での安全性の評価)
- ・ Iiyama et al. Microbiol Immunol 2007 Volume 51 Page 519-530.
(大阪大学医学部；腎細胞がんに対するWT1ペプチドワクチン療法)
- ・ Ohta H et al. Pediatr Hematol Oncol 2009 Volume 26 Page 74-83.
(大阪大学医学部；小児黄紋筋肉腫に対するWT1ペプチドワクチン療法)
- ・ Izumoto S et al. J Neurosurg 2008 Volume 108 Page 963-971.
(大阪大学医学部；多形神経膠芽腫に対するフェーズII、WT1ペプチドワクチン療法)
- ・ Ohno S et al. Anticancer Res 2009 Volume 29 Page 4779-4784.
(大阪大学医学部；婦人科系悪性腫瘍に対するWT1ペプチドワクチン療法)

(b)局所樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞をがん組織に直接注入し、体内で樹状細胞にがんを認識させる方法です。体内でがんを認識した樹状細胞はリンパ球にその特徴を覚え込ませ、リンパ球が全身で特異的にがんを攻撃するため、注入した場所にあるがんだけでなく、他に転移したがんに対しても臨床効果が得られると考えられています。

治療に抗原を必要としないことから、樹状細胞を直接注入できる場所にがんが存在する場合は、自己がん組織を採取できない患者や人工抗原が使用できない患者に対しても、樹状細胞ワクチン療法を提供することが可能です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) バイオメディカ・ソリューション株式会社 (注) 4	大阪府茨木市	2,000	細胞治療支援事業	50.0	役員の兼任 2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 特定子会社に該当する会社はありません。
 4. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
細胞治療技術開発事業	44
細胞治療支援事業	15
合計	59

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
 2. 従業員数には、臨時従業員数は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

平成23年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
細胞治療技術開発事業	44	33.36	2.27	5,005

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。
 2. 年間平均給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国の経済は、東日本大震災の影響による景気の低迷から一部回復の兆しが見られてきたものの、欧州の政府債務危機や為替レート・株価の変動等により先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、樹状細胞ワクチン療法等を中心としたがん免疫療法の研究開発、全国の医療機関に対する営業開拓、セミナー等を通じた患者に対する情報提供、学会等での発表を中心とした学術活動、及び主に大学医療機関に対する細胞加工施設の運営受託・保守管理サービスを継続的に行ってまいりました。

当社は、平成23年9月に、旭化成株式会社と共同研究開発に関する契約を締結し、がん治療における、高品質な細胞を安定的、効率的に培養する細胞プロセッシング装置の実用化を目指して共同研究開発を開始しており、平成23年12月には、同社を割当先とした第三者割当増資を実施いたしました。これにより、当社は、同社との共同研究開発を加速させるとともに、今後の事業展開における重要なビジネスパートナーとしての関係を強化してまいります。

当連結会計年度における売上高につきましては、細胞治療技術開発事業における樹状細胞ワクチン療法の症例数の増加及び細胞治療支援事業を行うバイオメディカ・ソリューション株式会社の連結子会社化により、1,322,465千円となりました。利益面につきましては、細胞治療支援事業が加わった一方で、中期成長戦略のための先行費用を計上したため、営業利益は71,280千円、経常利益は52,220千円、当期純利益は16,614千円となりました。

なお、当連結会計年度は、連結初年度にあたるため、前連結会計年度との比較の記載は行っておりません。

当連結会計年度における報告セグメント別の業績は次のとおりであります。

細胞治療技術開発事業

細胞治療技術開発事業は、樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行っております。

全国の医療機関に対する営業開拓活動につきましては、平成23年10月に、独立行政法人国立国際医療研究センター（以下NCGM）と樹状細胞ワクチン療法の技術開発及び臨床応用に関する研究を行うことを目的として共同研究契約を締結いたしました。NCGMへの樹状細胞ワクチン療法の提供開始は、平成24年春を予定しております。また、「鶴見大学（神奈川県横浜市鶴見区）」及び「医療法人社団洗心 島村トータル・ケア・クリニック」と連携契約を締結し、技術・ノウハウの提供を開始いたしました。これにより、契約医療機関は、全国で22カ所となりました。

患者に対する情報提供活動につきましては、「がん治療セミナー」を当社契約医療機関と共同で、宮城県、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、福岡県にて開催いたしました。

研究開発活動につきましては、平成23年11月に、NCGMと樹状細胞へのがん抗原の取り込み方法を検討するための共同研究契約を締結いたしました。また、慶應義塾大学医学部と共同研究契約を締結し、進行・再発食道がん及び進行メラノーマ（悪性黒色腫：皮膚などに発生する悪性腫瘍）を対象に、抗がん剤を併用したWT1等を用いた樹状細胞ワクチン療法に関する臨床試験を開始いたしました。さらに、平成23年12月に、慶應義塾大学医学部と共同研究契約を締結し、腫瘍浸潤リンパ球療法（TIL：

Tumor Infiltrating Lymphocyte 療法)の共同研究を開始いたしました。

学術活動につきましては、平成23年10月に「第70回日本癌学会学術総会」及び「第49回日本癌治療学会学術集会」において当社契約医療機関の臨床成績や研究開発について発表を行い、臨床医・研究者の方々への啓発活動を推進いたしました。

当連結会計年度の樹状細胞ワクチン療法の症例数は約1,450症例となり、当社設立以降の累計で約4,950症例となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、平成22年12月期に新たに技術・ノウハウの提供を開始した契約医療機関が概ね順調に推移したものの、東日本大震災による影響及び一部地域において競争が厳しくなっていること等により一部の契約医療機関について前年を下回ったため、1,193,687千円となりました。利益面につきましては、新規提携医療機関の開拓、新規事業及び研究開発の推進による人件費、研究開発費等の増加に加え、患者への認知拡大及び契約医療機関への支援強化のための広告宣伝費が増加したこと等により、営業利益は45,544千円となりました。

独立行政法人国立国際医療研究センターは、国の政策医療の中心としての役割を果たす、日本に6法人ある国立高度専門医療研究センターの一つです。高度総合医療を担うセンターとして、高度総合医療、国際的感染症、国際医療協力に対応すべくあらゆる診療科を備えた総合病院部門と、14部からなる研究所等を擁しており、平成22年4月の独立行政法人化以降、中期目標として、「臨床を志向した研究・開発の推進」、「病院における研究・開発の推進」等を掲げ、臨床開発・研究を推進しております。

細胞治療支援事業

細胞治療支援事業は、研究機関、医療機関からの細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービス、並びに消耗品、装置等の販売を行っております。

当連結会計年度につきましては、平成23年2月の連結子会社化以降も事業が順調に推移したことにより、売上高は128,778千円、営業利益は25,736千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、1,092,670千円となりました。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の記載は行っておりません。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は139,984千円となりました。その主な内訳は、税金等調整前当期純利益56,381千円、減価償却費201,199千円、売上債権の増加額55,473千円、前払費用の増加額38,697千円、法人税等の支払額30,180千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は77,905千円となりました。その主な内訳は、事業所等及び基盤提携医療機関支援のための有形固定資産の取得による支出79,688千円、投資有価証券の取得による支出10,000千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入14,156千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は359,562千円となりました。その主な内訳は、株式の発行による収入298,595千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入40,713千円、短期借入れによる収入200,000千円、短期借入金の返済による支出217,200千円、長期借入れによる収入150,000千円、長期借入金の返済による支出140,300千円、社債の発行による収入195,924千円、社債の償還による支出101,000千円、リース債務の返済による支出44,404千円、配当金の支払額7,017千円、割賦債務の返済による支出15,968千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度は連結初年度にあたるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)
細胞治療技術開発事業	1,193,687
細胞治療支援事業	128,778
合計	1,322,465

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋	165,237	12.5
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	164,110	12.4
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京	156,852	11.9

なお、前事業年度における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	193,462	16.9
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	180,927	15.8
医療法人 クリニックサンルイ	148,537	13.0
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック	115,612	10.1

3 セレンクリニック及びミッドランドクリニックは、平成23年4月1日付でセレンクリニック東京及びセレンクリニック名古屋に、それぞれ名称を変更しております。

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん免疫療法の研究開発を行い、独自のがん治療技術・ノウハウの提供を行っており、対処すべき課題を以下のように考えております。

(1) 樹状細胞ワクチン療法の課題

人工抗原の獲得

人工抗原は、樹状細胞ワクチン療法を行う上でもっとも重要な物質の一つになります。抗原のラインナップを多くすることで、樹状細胞ワクチン療法の適応対象を拡げ、その効果を高めることができると考えられます。

当社グループはこれまでに、WT1ペプチド及びがん抗原サーバイピンを標的にできるペプチドについて樹状細胞ワクチン療法等への利用に関する独占的な特許実施権を保有しております。サーバイピンを標的にできるペプチドはWT1ペプチドと組み合わせることも可能であるため、今後、さらに当該療法の効果を高めることが期待されます。

WT1ペプチド

平成21年9月、米国癌研究会議（AACR）の学会誌であるClinical Cancer Research誌（2009年15巻5323～37頁）において、75種類のがん抗原中、優先度の高いがん抗原として第1位に選ばれました。

樹状細胞の質及び培養効率の向上

樹状細胞ワクチン療法の臨床効果を高める大きな要素として、投与される樹状細胞の質があります。当社グループの樹状細胞の培養技術・ノウハウは、東京大学医科学研究所及び徳島大学における臨床研究に基づいており、また、実地医療で症例を重ねることにより常に改善がなされていますが、さらなる品質の向上、効率的かつ安定的な培養方法の確立に向けて改善を継続していくとともに細胞プロセッシング装置の開発及び早期実用化を目指す必要があると考えております。

エビデンス（科学的根拠）の強化

多くの医療従事者からの賛同を獲得し、患者がより安心して受診できるよう、提携医療機関における実地医療のみならず大学等研究機関との共同研究の実施により、データの蓄積及び解析等によるエビデンス（科学的根拠）を強化してまいります。

(2) 医療従事者・患者の理解獲得

従来、一般的に、医療従事者は保険診療以外の治療、いわゆる自由診療を薦めることはほとんどありませんでした。また、樹状細胞ワクチン療法等は新しい治療技術・ノウハウであり、現状、これらに対する医療従事者及び患者の認知・理解は十分には広まっていないものと認識しております。

樹状細胞ワクチン療法等の普及を進めるには、医療従事者及び患者双方に理解頂く必要があります。したがって、当社グループは、契約医療機関における症例実績や新たな技術・ノウハウについて学会やセミナー、メディア活動を通じて情報提供することで、医療従事者及び患者のさらなる認知・理解を得られるよう進めてまいります。

(3) 技術者の確保・教育

当社グループは、これまで契約医療機関の細胞培養技術者に対して、樹状細胞をはじめとする、治療に用いる細胞を培養できる高度な技術について指導してまいりましたが、今後、契約医療機関を増やしていくに際しては、このような高度な細胞培養技術を指導できる技術者をいかに確保・教育していくかが課題になります。

この課題に対しては、優秀な人材の計画的な採用及び教育管理体制の強化により、契約医療機関の細胞培養技術者を安定的に教育、監督できる体制を整えることで対応してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループとして必ずしも事業上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資への判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社グループはこれらの事業等へのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業に関するリスクについて

治療費及び患者数について

当社グループは、樹状細胞ワクチン療法等に係る技術・ノウハウ等を提供し、契約医療機関で実施される治療数に応じて対価を受け取っております。このため、治療費と患者数の動向は当社グループ収益に大きな影響を与える要素となります。

今後、樹状細胞ワクチン療法をはじめとするがん免疫療法の普及過程において、何らかの理由で治療費が低下し、当社グループが受け取る対価の価格等が見直された場合や、契約医療機関における患者数の減少が起こった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社とのサービス対価に係る価格競争について

樹状細胞ワクチン療法を中心とするがん免疫療法は、その新規性及び成長性から、これに着目した新規参入企業や既存業者との競争が今後激化していく可能性があります。また、当社グループが技術・ノウハウを提供している樹状細胞ワクチン療法は、免疫療法の一つに分類され、その中に含まれる他の治療法と類似のものとみなされる可能性があります。当社グループとしては、そのような他の治療法との差別化に努めてまいりますが、各種免疫療法を提供する複数の同業他社の参入及び競争激化に伴い、提供サービスの対価に係る価格競争が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イメージの低下について

当社グループが技術・ノウハウを提供している樹状細胞ワクチン療法等は、現時点においては、自由診療で実施されております。自由診療は、保険診療のような臨床試験を経ずに行うことが可能であることから、保険診療に比べてその内容は玉石混交の状態となっており、免疫療法を提供する一部競合先が十分な品質を維持していない技術・ノウハウ又はサービスを提供すること等により、トラブルを起こす可能性もあります。そのような事態が発生した場合には、樹状細胞ワクチン療法に対するイメージが低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

市場動向及び需要動向について

当社グループの収益は、がん治療市場の動向、自由診療市場の動向、がん免疫療法市場の動向、ひいては樹状細胞ワクチン療法等に対する需要動向に左右されるものと認識しております。今後、人口の減少、がん予防技術の向上・普及によりがん罹患数の減少が起こった場合や、保険診療での新規がん治療選択肢の拡大により自由診療での治療数が減少、あるいはがん免疫療法領域で樹状細胞ワクチン療法以外の治療が台頭した場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループの事業対象領域であるがん治療の分野は、技術革新のスピードが速く、新しい治療薬や治療方法の研究開発が盛んに行われております。当社グループの樹状細胞ワクチン療法等も新しい知見をもとに、常に改良を続けていく必要があるとの認識のもとで研究開発を行っておりますが、今後、他社の技術開発が先行し、当社グループが技術革新に遅れをとり、結果として競争力を失った場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

品質管理支援体制について

当社グループは樹状細胞ワクチン療法等の技術・ノウハウを契約医療機関に提供しておりますが、細胞培養は各々の契約医療機関で行われており、当社グループでは行っておりません。

当社グループでは、契約医療機関に対して、以下について徹底することで、高品質の治療用細胞が培養できるよう支援しております。

- (a)細胞培養をGMP基準に準拠した空気清浄度を持つ細胞加工施設で行うことで、細胞加工工程において無菌性を保ち、細菌汚染を防ぐよう努める。
- (b)全ての作業工程を標準作業手順書（SOP）に取りまとめ、それに基づいて行うように指導することで、細胞加工工程における人為的なミスの発生を極力防ぐよう努める。
- (c)細胞培養液や試薬等、細胞培養に必要な資材について、供給元との厳密な購買契約に基づいて購入するよう指導することで、不良品の混入や劣化を未然に防ぎ、また、仕入・保管・検査体制の充実化に努める。
- (d)当社グループが、契約医療機関に対して定期的に細胞の品質や施設運営に関する監査を行うことで、品質の低下を防ぐように努める。

ただし、上記の対応を徹底したとしても、何らかの理由により、契約医療機関で培養する細胞の品質、ひいては提供する医療の質が低下する可能性はあり、その場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状態の異常な変動

資産の減損の発生可能性について

当社グループは、基盤提携医療機関へ設備の賃貸を行うための設備投資及び知的財産権等への投資を行っており、固定資産の評価について「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後、何らかの事情で新たな減損損失が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

子会社等の取得又は設立について

当社グループは、平成23年2月に細胞プロセッシングに係わる施設、設備等の保守管理並びに消耗品の提供及び検査受託事業等を目的としたバイオメディカ・ソリューション株式会社を子会社といたしました。

今後も、事業機会拡大のため子会社等の取得又は設立を行う可能性があります。これら子会社等の事業活動が計画通りに実施できない等の事態等が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の取引先・製品・技術等への依存

特定の販売先への依存について

当社グループの技術・ノウハウ等の提供先は医療機関であり、現状、特定の基盤提携医療機関に対する依存度は高いものとなっております。今後、契約医療機関が増加するにつれて、特定の基盤提携医療機関への依存度は低下してくるものと考えておりますが、今後の新規基盤提携医療機関の開拓の遅れ、既存の基盤提携医療機関の当社グループとの取引方針の変更等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

< 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合 >

相手先	第6期 自平成21年1月1日 至平成21年12月31日		第7期 自平成22年1月1日 至平成22年12月31日		第8期 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋	193,366	19.8	180,927	15.8	165,237	12.5
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸			99,005	8.6	164,110	12.4
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京	245,387	25.2	193,462	16.9	156,852	11.9

- (注) 1. セレンクリニック及びミッドランドクリニックは、平成21年4月1日付で医療法人社団として認可され、平成23年4月1日付でセレンクリニック東京及びセレンクリニック名古屋に名称を変更しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

契約医療機関との契約について

当社グループでは樹状細胞ワクチン療法等の実施に係る提携契約を契約医療機関と締結しており、原則契約期間満了後については、一定期間前までに双方いずれからも別段の意思表示がなければ、自動継続することになっております。しかしながら、各契約医療機関の経営方針の変更や、当社グループに起因する各契約医療機関との契約における解約事項に抵触するような事態の発生等により契約が解除された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

契約医療機関の医師及び培養担当者への依存について

当社グループの収益は、主として契約医療機関において行われる治療行為・細胞培養を基礎としておりますが、治療行為の実施については医師の判断等に依存し、細胞培養は培養技術者の手技に依存することとなります。今後、契約医療機関において樹状細胞ワクチン療法等に詳しい医師や細胞培養に精通した培養技術者が退職する等、何らかの理由により適切な治療が実施できなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の侵害について

当社グループが他社の特許等知的財産権を侵害する可能性につきましては、技術顧問を通じて、技術や特許の調査を行うことで、侵害が生じないよう努めております。しかしながら、技術競争の激しいがん治療分野において当社グループの認識していない特許等知的財産権が成立する可能性はあり、その場合、他社の権利に抵触する可能性があります。

技術・ノウハウの流出について

当社グループは、契約医療機関に対する、樹状細胞ワクチン療法等の技術・ノウハウの提供を主たる収益基盤としております。当社グループは、契約医療機関との間で秘密保持契約を締結し、加えて、契約医療機関と従業員等関係者との間での秘密保持契約締結の徹底についても指導しております。また、機密性の高い書類等の保管・取扱方法についても厳密な取り決めを行っております。これらに加え、樹状細胞ワクチン療法等に関連する特許の専用実施権や独占使用権等の取得を進め、万が一、当社グループの技術・ノウハウが流出した場合でも、当社グループとの契約が無ければ、同様の樹状細胞ワクチン療法等が行えないよう対策をとっております。しかしながら、これらの技術・ノウハウが流出した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

権利者から許諾を得られない可能性について

当社グループが技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法において、WT1ペプチドを人工抗原として用いる場合がありますが、これは、権利者より当該ペプチドの使用に関する独占使用権を得て行っております。今後、権利者の方針変更や、当社グループに起因する契約の解約事項に抵触するような事態の発生等により、権利許諾に係る費用の増加や権利者から許諾を得られなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

研究開発及び研究開発費用について

当社グループでは、樹状細胞ワクチン療法等の臨床効果向上を目指すとともに、その他の中長期的な収益基盤の確立を目指して、複数の大学等と共同で様々な研究開発を行っております。今後、大学等の方針変更や研究開発期間の長期化等により、研究開発費用が増大した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長矢崎雄一郎は、当社グループの最高経営責任者であり、医師・研究者としても樹状細胞ワクチン療法及び先端医療技術に関する豊富な知識、経験を持ち、医療機関や医療に係る研究機関との間で築いてきた人脈に基づく営業力を発揮する等、当社グループの事業活動に多大な影響を与えてまいりました。したがって、今後何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は、平成23年12月31日現在、取締役8名、監査役3名及び従業員44名と組織が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図る方針であり、内部管理体制もこれに合わせて強化していく予定ですが、事業の拡大や人員の増強に対して適切かつ十分な組織体制が構築できなかった場合や相当数の社員が短期間に退職した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成等について

当社グループの事業は、その大半が研究者や技術者等の専門性を有する人材に依存しており、OJT等を通じた人材育成に努めております。しかしながら、投資に見合う人材の確保ができない場合、また人材育成が図れない場合には、事業拡大の制約要因となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権（ストック・オプション）の付与について

当社グループは、新株予約権（ストック・オプション）制度を採用しております。

既存の新株予約権が権利行使された場合は、当社グループの1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成23年12月31日現在、発行済みの新株予約権の目的である株式は312,000株であり、これらすべてが行使された場合には、平成23年12月31日の発行済株式総数13,074,000株の2.39%に相当しております。

当社グループは、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続していくことを検討しております。したがって、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストック・オプションに関しては、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）によりストック・オプションの費用計上が義務付けられているため、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

広告宣伝・マーケティングについて

当社グループが契約医療機関に提供する支援サービスの主な内容に、契約医療機関の広告宣伝・マーケティングがあります。当社グループでは、樹状細胞ワクチン療法を中心とするがん免疫療法の普及や契約医療機関の集患を目的に、今後、積極的に広告宣伝・マーケティングを行っていく考えですが、これらについて当社グループの期待した効果が得られない場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

社内倫理基準（審査体制）について

当社グループでは、社外の専門家を含む委員で構成される倫理審査委員会を設置しております。倫理審査委員会では契約医療機関で実施する新規治療等について、その倫理上、安全管理上の妥当性、またその実施の可否を判断し、そこで承認された治療に係る技術・ノウハウを契約医療機関に提供しております。契約医療機関との契約により、当社グループが技術・ノウハウを提供した治療については、契約医療機関での責任のもとで行うこととなっておりますが、何らかの要因によって医療事故等が発生し、医療機関及び患者からの当社グループに対する信用が失墜することにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

当社グループの提供するサービスに影響を与える主な法令としては、薬事法、医師法及び医療法等があり、例えば薬事法第12条は「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として医薬品等の製造販売をしてはならない。」と、医師法第17条は「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定しています。

当社グループの技術・ノウハウの実施につき、細胞培養は契約医療機関の職員が同医療機関の医師の指導のもとで行っております。また、当社グループは、契約医療機関に対して技術・ノウハウの提供を行うのみであり、契約医療機関の経営に関与するものではありません。

当社グループは創業時にこれらの法令に抵触することがないように慎重にビジネスモデルを構築しておりますので、現在のところこれらの法令に抵触する事実はございませんが、今後、関連する法的規制等の変更によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生

治療に係る訴訟等について

当社グループはこれまで、契約医療機関及び契約医療機関の患者やその関係者からの損害賠償の訴訟等を起こされたことはありませんが、今後何らかの理由により、それらが生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

自然災害等に関するリスクについて

地震等の自然災害等の発生は予測不能ではありますが、自然災害等が発生して当社グループ及び契約医療機関が被害を受けた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業展開について

当社グループは、樹状細胞ワクチン療法等の技術・ノウハウを契約医療機関へ提供しておりますが、さらなる企業価値向上のため、新たなビジネスモデルの構築、関連事業の推進、海外展開等の新規事業にも積極的に取り組んでおります。事業投資には十分な研究、調査を行っておりますが、市場環境が急速に変化する場合や想定以上に人材の確保、設備の増強等追加的な費用が発生した場合、また大幅に事業計画の進捗が遅れた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1)技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社 癌免疫研究所	日本 、 米国 、 中国	癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原 (日本出願番号:特願2000-562398) (米国特許番号:登録7030212 WT1 126-134) (中国特許番号:99810209.1) WT1改変ペプチド (日本特許番号:登録3728439 3819930) (中国特許番号:02807025.9) WT1由来の癌抗原ペプチド (日本出願番号:特願2006-511744) WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド (日本出願番号:特願2005-515303) HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号:特願2006-045287) HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号:特願2006-355356)	樹状細胞の体外処理及びそのための使用、製造及び販売に限定した独占的特許実施許諾契約	平成19年5月1日から 平成28年12月31日まで
株式会社 癌免疫研究所	日本 、 米国 、 中国	癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原 (日本出願番号:特願2000-562398) (米国特許番号:登録7030212 WT1 126-134) (中国特許番号:99810209.1) WT1改変ペプチド (日本特許番号:登録3728439 3819930) (中国特許番号:02807025.9) WT1由来の癌抗原ペプチド (日本出願番号:特願2006-511744) WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド (日本出願番号:特願2005-515303) HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号:特願2006-045287) HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号:特願2006-355356)	WT1-CTLの作製及び利用を目的とする使用、製造及び販売に限定した独占的特許実施許諾契約	平成20年2月20日から 平成28年12月31日まで
株式会社 バイオミューランス	日本国内 及び 全世界	H L A クラス 分子に提示されるサーバイピンの部分ペプチドとその利用法 (特許出願番号:特願2008-093292)	本特許発明の全部(製造、販売、リース等)についての独占的実施許諾	平成21年3月30日から 平成31年3月29日まで 本特許権の存続期間が満了するまで自動更新

(2)技術支援契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
医療法人社団 明芳会 板橋中央総合病院	日本	免疫療法を行うための知識、ノウハウの提供	コンサルティング契約	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年1月5日から 平成19年12月31日まで 以降1年毎自動更新
社会医療法人 北斗 北斗病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年1月12日から 平成24年12月31日まで 以降5年毎自動更新
医療法人 クリニックサンライ	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年9月3日から 平成20年8月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年11月7日から 平成29年11月6日まで 以降5年毎自動更新
花園クリニック 院長 桑原美苗	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年3月14日から 平成30年3月13日まで 以降5年毎自動更新
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年7月3日から 平成30年7月2日まで 以降5年毎自動更新
国立大学法人 信州大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年8月1日から 平成30年7月31日まで 以降5年毎自動更新
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年9月11日から 平成21年8月31日まで 以降1年毎自動更新
社会医療法人 北榆会 札幌北榆病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年9月19日から 平成22年9月18日まで 以降2年毎自動更新
仙台駅前アエルクリニック 院長 伊藤克礼	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年10月30日から 平成30年10月29日まで 以降5年毎自動更新
独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで 以降5年毎自動更新
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成21年5月8日から 平成22年5月7日まで 以降1年毎自動更新
国立大学法人 愛媛大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成21年8月1日から 平成26年7月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成21年11月12日から 平成22年11月11日まで 以降1年毎自動更新

医療法人社団 ミッドタウンクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成22年1月14日から平成32年1月13日まで 以降5年毎自動更新
松本歯科大学病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成22年3月25日から平成27年3月24日まで 以降1年毎自動更新
国立大学法人 長崎大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法並びに先端のがん治療法に関する技術及びノウハウのコンサルティング業務の提供	コンサルティング請負契約	平成22年12月1日から平成27年11月30日まで
健康増進クリニック	日本	細胞等を遠隔地搬送した上でこれを用いるがん免疫治療法に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成23年9月8日から平成25年9月7日まで 以降2年毎自動更新
医療法人社団洗心 島村トータル・ケア・クリニック	日本	細胞等を遠隔地搬送した上でこれを用いるがん免疫治療法に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成23年10月18日から平成25年10月17日まで 以降2年毎自動更新
鶴見大学	日本	細胞等を遠隔地搬送した上でこれを用いるがん免疫治療法に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成23年12月19日から平成25年12月18日まで 以降2年毎自動更新

6 【研究開発活動】

当社グループは、中長期的な収益基盤として重要になると考えられる、がん治療・診断技術、及び再生医療等について、研究開発・事業化の検討を行っております。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は100,795千円であり、全て細胞治療技術開発事業におけるものであります。主な研究開発活動は次のとおりであります。

(1) がん治療技術

がん抗原等の樹状細胞ワクチン療法への応用・開発

当社が実用化してまいりました樹状細胞ワクチン療法とは、本来数少ない樹状細胞（体内に侵入した異物を攻撃する役割を持つリンパ球に対して、攻撃指令を与える司令塔のような細胞）を体外で大量に培養し、患者様のがん組織やがんの特徴（がん抗原）を認識させて体内に戻すことで、樹状細胞からリンパ球にがんの特徴を伝達し、そのリンパ球ががん細胞のみを狙って攻撃するという新しいがん免疫療法で、いわゆる「がんワクチン」のひとつです。がん抗原は多数発見されており、人工的に作製したペプチドをがん抗原として使用することができますが、多くはMHCクラスI¹と呼ばれるたんぱく質に結合するペプチドを用いております。当社は、WT1という多くのがん中存在する物質に由来するペプチドを樹状細胞ワクチン療法に用いる権利を有し、すでにWT1のMHCクラスIペプチドを樹状細胞ワクチン療法に用いる方法を実用化しており、かつ、継続的に研究開発を続けております。

近年、MHCの中でもクラスIと呼ばれる、免疫系細胞やがん細胞に限局して作られているたんぱく質に結合するペプチドの重要性が基礎研究で明らかにされております。当社はMHCクラスIに結合するWT1やサーバイピン2等のペプチドの使用権も有しており、その実用化に向けて、基礎研究及び臨床研究を積極的に行っております。

1：MHCクラスI、クラスII

MHCとは、細胞表面に発現する、抗原を提示する機能を持つたんぱく質です。MHCには、クラスIとクラスIIの2種類があります。

MHCクラスIは、血小板と赤血球以外の全ての細胞に存在します。樹状細胞のMHCクラスIにがん抗原ペプチドを結合させると、キラーTリンパ球という免疫担当細胞ががん抗原を認識して特異的に活性化し、がんを攻撃するようになります。

MHCクラスIIは、主に樹状細胞などの抗原提示細胞で発現し、抗原となるペプチドを提示しています。ヘルパーTリンパ球という免疫担当細胞を特異的に活性化し、周囲の免疫反応を賦活化します。

2：サーバイピン

細胞の自然死を抑制する機能を持つたんぱく質です。多種のがん細胞でサーバイピンが高発現していることが判明しており、汎用性の高いがん抗原として期待されています。

膵がんを対象としたWT1クラスIを用いた樹状細胞ワクチン療法

（研究パートナー：慶應義塾大学 医学部 外科学）

当該臨床試験では、進行膵癌に対するゲムシタピン併用WT1ペプチドパルス3樹状細胞ワクチン療法の第I相臨床試験により安全性の検討を引き続き行ってまいります。

3：パルス

樹状細胞に抗原ペプチドをとりこませ、MHCにペプチドを結合させることを指します。この工程を経て、樹状細胞はTリンパ球に抗原ペプチドを提示するようになります。

膵がん及び胆道がんを対象とした、WT1 MHCクラス 及びMHCクラス ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法

(研究パートナー：東京慈恵会医科大学附属柏病院)

当該臨床試験では、当連結会計年度において行ったWT1のMHCクラス ペプチドを用いた樹状細胞ワクチン療法の評価を基に、MHCクラス ペプチドを用いた樹状細胞ワクチン療法の安全性及び臨床効果の検討を行ってまいります。

口腔がんに対する樹状細胞ワクチン療法の再発予防効果の検証

(研究パートナー：愛媛大学)

当連結会計年度においては、口腔がんに対する自己がん組織を用いた樹状細胞ワクチン療法の再発予防効果について経過を追跡しております。引き続き臨床研究を継続してまいります。

サーバイピン等の新規がん抗原を用いたがん免疫療法

(研究パートナー：北海道大学、信州大学、株式会社バイオイミュランス)

当連結会計年度においては、サーバイピン等の新規がん抗原ペプチドを単独で投与する臨床研究により、安全性の確認と免疫機能解析を行い、樹状細胞ワクチン療法への応用について検討を行なってまいりました。引き続き、新規がん抗原を樹状細胞ワクチン療法に応用するための基礎検討及び臨床研究体制の構築を行ってまいります。

新規免疫療法の研究開発

当連結会計年度においては、NK細胞の培養法に関する特許を2報出願し、基礎検討および手順の最適化を開始いたしました。引き続き、臨床研究の体制を構築し、安全性および臨床効果の確認を行ってまいります。

進行・再発食道癌に対するドセタキセル併用WT1ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法

(研究パートナー：慶應義塾大学 医学部 外科学)

当連結会計年度においては、進行・再発食道がんを対象とした抗がん剤併用WT1ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法の臨床試験を開始するための基礎検討を進めてまいりました。当該臨床試験では進行・再発食道癌に対するドセタキセル併用WT1ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法の第I相臨床試験により安全性の検討を引き続き行ってまいります。

進行期悪性黒色腫に対するカルボプラチン・パクリタキセル併用ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法

(研究パートナー：慶應義塾大学 医学部 皮膚科)

当連結会計年度においては、進行期悪性黒色腫を対象とした抗がん剤併用WT1ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法の臨床試験を開始するための基礎検討を進めてまいりました。当該臨床試験では進行期悪性黒色腫に対するカルボプラチン・パクリタキセル併用ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法の第I/II相臨床試験により安全性および臨床効果の検討を引き続き行ってまいります。

がん治療を目的とした細胞プロセッシング装置の共同研究開発
(研究パートナー：旭化成株式会社)

当連結会計年度においては、がん治療を目的とした細胞プロセッシング装置の共同研究開発の契約を締結し、基礎検討を進めてまいりました。引き続き、検討を進め装置の開発を行ってまいります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は2,212,798千円となりました。そのうち流動資産は1,505,641千円、固定資産は707,156千円であります。

また、当連結会計年度末における負債は907,673千円となりました。そのうち流動負債は439,949千円、固定負債は467,724千円であります。

当連結会計年度における純資産は1,305,124千円となりました。

当連結会計年度末における自己資本比率は58.3%であり、当連結会計年度末における1株当たり純資産額は98円75銭となりました。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の記載は行っておりません。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は1,322,465千円、売上原価は455,911千円となりました。売上原価の主な内訳は、医療機関にて細胞培養に関する指導・助言等を行う細胞培養技術者の人件費、基盤提携医療機関へ貸与している細胞培養機器等の固定資産の減価償却費及び固定資産税であります。以上により、売上総利益は866,554千円となりました。

販売費及び一般管理費は795,273千円となりました。主な内訳は、人件費272,970千円、広告宣伝費165,871千円及び研究開発費100,795千円であります。以上により、営業利益は71,280千円となりました。

営業外収益は91,335千円、営業外費用は110,395千円となりました。営業外費用の主な内訳は銀行借入に対する支払利息12,774千円、社債利息2,644千円及びその発行費用2,156千円によるものであります。以上により、経常利益は52,220千円となりました。

特別利益は5,486千円、特別損失は1,325千円となりました。特別利益の主な内訳は、連結子会社取得に伴う負ののれん発生益4,274千円であります。以上により、税金等調整前当期純利益は56,381千円となりました。

税金費用が30,940千円となり、少数株主損益調整前当期純利益は25,440千円、当期純利益は16,614千円となりました。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の記載は行っておりません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、当連結会計年度においても、主に銀行借入及び社債の発行により調達した資金で新規基盤提携医療機関のための設備投資を行ってまいりました。また、事業基盤強化に向けた積極的な取り組みとして、樹状細胞ワクチン療法の普及活動、当社の技術・ノウハウ向上のための研究開発活動等の資金、既存基盤提携医療機関の品質保持・向上のための追加設備投資等、機動的な事業活動のために借入金による資金調達を行っております。

(5) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は153,960千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 細胞治療技術開発事業

当連結会計年度の主な設備投資は、新規基盤提携医療機関への設立支援のための設備投資、既存基盤提携医療機関への追加設備投資等を中心とする総額136,440千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 細胞治療支援事業

当連結会計年度の主な設備投資は、細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービスのための設備投資を中心とする総額17,520千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、器具及 び備品	リース 資産	ソフトウエ ア	ソフトウエ ア仮勘定		合計
本社 (東京都千 代田区)	細胞治療技 術開発事業	事務所設備 及び研究用 設備等	12,178	10,113	443	7,823	7,560	38,119	44

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

契約医療機関へ賃貸している主要な設備は、以下のとおりであります。

契約医療機関名 (所在地)	セグメントの名 称	設備 の内容	帳簿価額(千円)				
			建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	合計
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京 (東京都港区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備 ・装置	31,663	10,366	6,250	-	48,280
医療法人 クリニックサンレイ (京都府京都市山科区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備 ・装置	56,738	9,460	952	78	67,229
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋 (愛知県名古屋市中区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備 ・装置	25,015	10,769	8,407	-	44,192
特定医療法人 北楡会 札幌北楡病院 (北海道札幌市白石区)	細胞治療技術 開発事業	細胞培養設 備機器	5,159	3,132	18,813	-	27,105
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック (神奈川県横浜市港北区)	細胞治療技術 開発事業	細胞培養設 備機器	809	9,151	-	-	9,961
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック (福岡県福岡市中央区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備 ・装置	32,106	23,590	-	-	55,697
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸 (兵庫県神戸市中央区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備 ・装置	46,420	35,527	-	-	81,947
医療法人社団 ミッドタウンクリニック 東京ミッドタウンクリニック (東京都港区)	細胞治療技術 開発事業	細胞培養設 備機器	11,931	21,440	22,500	-	55,872
松本歯科大学病院 (長野県塩尻市)	細胞治療技術 開発事業	細胞培養設 備機器	5,692	18,567	-	-	24,260
仙台駅前アエルクリニック (宮城県仙台市青葉区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備 ・装置	18,933	18,897	38,126	-	75,957

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

平成23年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具及 び備品	合計	
(連結子会社) バイオメディカ・ソ リューション株式会社 (大阪府茨木市)	細胞治療 支援事業	臨床検査用機器等	536	14,794	15,331	15

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	独立法人国立国際 医療研究センター (東京都新宿区)	細胞治療 技術開発 事業	細胞培養 設備機器	68,329	-	自己資金	平成24年1月	平成24年3月

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,328,000
計	40,328,000

(注) 平成24年3月29日の定時株主総会において、発行可能株式総数を11,968,000株増加し、52,296,000株とすることを決議いたしました。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,074,000	13,074,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式で株主の 権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	13,074,000	13,074,000	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	112個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)

新株予約権の数	200個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年7月30日(注)1	1,470	10,082	107,310	247,628	107,310	134,816
平成20年3月28日(注)2	-	10,082	-	247,628	14,740	120,075
平成20年8月1日(注)3	998,118	1,008,200	-	247,628	-	120,075
平成20年12月6日(注)4	9,073,800	10,082,000	-	247,628	-	120,075
平成21年3月25日(注)5	1,000,000	11,082,000	142,600	390,228	142,600	262,675
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日(注)6	755,000	11,837,000	16,115	406,343	15,465	278,140
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日(注)7	242,000	12,079,000	11,666	418,009	11,566	289,706
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日(注)8	298,000	12,377,000	20,554	438,563	20,534	310,240
平成23年12月6日(注)9	697,000	13,074,000	149,855	588,418	149,855	460,095

(注)1 有償第三者割当 発行価格146,000円 資本組入額73,000円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合 他4名

2 その他資本剰余金への振替による資本準備金の減少

3 株式の分割 1:100

4 株式の分割 1:10

5 有償一般募集増資(ブックビルディング方式)

発行価格310円 引受価額285.20円 資本組入額142.60円 払込金総額285,200千円

6 新株予約権行使による増加

7 新株予約権行使による増加

8 新株予約権行使による増加

9 有償第三者割当 発行価格430円 資本組入額215円

割当先 旭化成株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	23	32	5	4	5,435	5,506	-
所有株式数(単元)	-	13,247	4,556	13,261	208	60	99,388	130,720	2,000
所有株式数の割合(%)	-	10.13	3.49	10.14	0.16	0.05	76.03	100.00	-

(注) 自己株式211株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に11株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
矢崎 雄一郎	東京都港区	4,388	33.56
旭化成株式会社	大阪市北区中之島3-3-23	697	5.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	391	2.99
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	367	2.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	214	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	204	1.56
ユーテック一号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷7-3-1	176	1.35
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	130	1.00
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	128	0.98
堀永 賢一郎	東京都渋谷区	128	0.98
計		6,826	52.22

(注) 前事業年度末現在主要株主であったユーテック一号投資事業有限責任組合は、当事業年度末では主要株主ではなくなっております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,071,800	130,718	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	13,074,000	-	-
総株主の議決権	-	130,718	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テラ株式会社	東京都千代田区麹町四丁目7番地2	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 保有者の人数は、当事業年度末において4名であり、平成24年2月29日現在も同数であります。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 保有者の人数は、当事業年度末において1名であり、平成24年2月29日現在も同数であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	28	11

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()			28	
保有自己株式数	211		239	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。したがって、競争力を保ちながら経済環境の変化に迅速に対応した事業展開を行うため、当社の業績及び財務体質を総合的に勘案し、内部留保の充実を考慮しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていく方針であります。また、今後の配当政策といたしましては、企業成長への再投資を重視しつつ、業績連動とし、当期純利益の10%程度を目標といたします。

しかしながら、当事業年度につきましては、当社の業績を鑑み、誠に遺憾ながら、期末配当を無配とさせていただいており、次期につきましても、中期成長戦略を推進していくための再投資に必要な内部資金の確保のため、引き続き無配とさせていただく予定です。

なお、当社は会社法第459条第1項の剰余金の配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会となっております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
最高(円)			2,195	1,587	843
最低(円)			259	536	273

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（NEO市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです。

2 当社株式は、平成21年3月26日からジャスダック証券取引所NEOに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	550	428	370	567	460	464
最低(円)	429	297	273	405	395	399

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 社長執行役員		矢崎 雄一郎	昭和47年1月27日生	平成8年4月 東海大学附属病院勤務 平成12年11月 ヒュービットジェノミクス(株)入社 平成15年4月 東京大学医科学研究所 細胞プロセッシング寄付研究部門研究員 平成16年6月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成22年1月 株式会社アドバンスト・メディカル・ケア 取締役(現任) 平成24年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	(注) 3	4,388
取締役 専務執行役員		飯野 直子	昭和35年6月10日生	昭和59年4月 自治医科大学附属病院勤務 平成4年5月 株式会社コヤマ薬局入社 平成12年8月 株式会社メディカル・プラネット 取締役副社長 平成16年4月 株式会社メディカルクリエイション 取締役社長 平成19年3月 株式会社医療情報総合研究所 代表取締役社長 平成21年7月 当社入社 事業企画室長 平成22年5月 当社取締役技術コンサルティング部長 平成23年3月 当社専務取締役 平成24年3月 当社取締役 専務執行役員(現任)	(注) 3	0
取締役 常務執行役員		山本 龍平	昭和40年12月26日生	平成2年4月 高橋龍雄税理士事務所入所 平成7年10月 株式会社インプレス入社 平成15年7月 株式会社クレセント入社 平成18年7月 株式会社アクアキャスト入社 平成19年7月 当社入社 経理財務部長 平成20年11月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長 平成21年7月 当社取締役管理本部長 平成23年2月 バイオメディカ・ソリューション株式会社 取締役 平成24年1月 当社取締役 管理担当取締役 平成24年3月 当社取締役 常務執行役員(現任)	(注) 3	50
取締役 執行役員	経営戦略室長 兼 医療事業部長	松原 秀樹	昭和39年1月21日生	昭和61年4月 富士通株式会社入社 平成7年8月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株式会社入社 平成13年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 平成16年9月 富士ゼロックス株式会社入社 平成18年7月 株式会社医療情報総合研究所入社 平成21年10月 株式会社日本アルトマーク入社 平成22年4月 当社入社 経営戦略室長 平成23年1月 当社 医療事業部長 平成23年2月 バイオメディカ・ソリューション株式会社 取締役(現任) 平成23年3月 当社取締役医療事業部長 平成23年10月 当社取締役経営戦略室長兼医療事業部長 平成24年3月 当社取締役 執行役員 経営戦略室長兼医療事業部長(現任)	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		米満 吉和	昭和38年4月17日生	平成2年4月	九州大学医学部附属病院勤務(第二外科、救急部)		-
				平成4年4月	九州大学大学院医学系研究科外科系専攻		
				平成8年3月	医学博士		
				平成8年4月	九州大学医学部附属病院勤務(医員・第二外科)		
				平成9年11月	英国ロンドン大学インペリアルカレッジ・遺伝子治療部門、リサーチアソシエート(ウェルカム財団・フェロー)		
				平成11年5月	九州大学医学部附属病院助手		
				平成15年6月	九州大学病院講師		
				平成16年10月	九州大学大学院医学研究院助教授		
				平成18年4月	千葉大学大学院医学研究院客員教授		
				平成18年4月	ディナベック株式会社技術顧問(現任)		
				平成18年5月	九州大学大学院医学研究院特任教授		
				平成21年10月	九州大学大学院薬学研究院教授(現任)		
				平成21年10月	医療法人社団医創会顧問		
				平成22年7月	当社顧問		
				平成23年7月	当社取締役		
				平成24年4月	当社取締役選任(注)6		
取締役	(注)1	大野 邦夫	昭和14年3月13日生	昭和36年4月	旭化成工業株式会社入社		-
				平成7年7月	同社常任理事 旭メディカル株式会社 取締役副社長		
				平成13年7月	同社 技術最高顧問	(注)3	
				平成16年4月	株式会社ピーシーエス 監査役		
				平成19年7月	同社技術顧問		
				平成20年3月	当社監査役		
				平成22年3月	当社取締役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役 (常勤)	(注) 2	遠藤 宣夫	昭和24年10月21日生	昭和58年9月 日本エス・エム・エス株式会社 入社 昭和61年7月 株式会社ソリトンシステムズ 取締役管理本部長 平成3年1月 アンガマンバス株式会社 代表取締役副社長 平成7年1月 ベイネットワークス株式会社 カスタマーサービス本部長 平成10年11月 アセンドコミュニケーションズ株式会社 カスタマーサービス本部長 平成14年8月 ゾーン・テクノロジー株式会社 代表取締役 平成15年6月 フォーティネットジャパン株式会社 代表取締役社長 平成17年5月 ジュニアネットワークス株式会社 カスタマーサービス本部長 平成19年5月 コスムコープ ソリューションズ インターナショナル日本支店代表 平成22年3月 当社監査役 平成22年5月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	(注) 2	廣岡 健司	昭和49年6月5日	平成12年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 平成16年5月 米国南カリフォルニア大学ロースクール修士 平成17年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年9月 英国ケンブリッジ大学ビジネススクール修士 平成18年10月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 カウンセル 平成20年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) オフカウンセル 平成22年4月 同法律事務所 パートナー(現任) 平成24年3月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	(注) 2	小松 満義	昭和56年11月15日生	平成16年3月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成19年5月 公認会計士 登録 平成21年11月 小谷野公認会計士事務所 入所 平成24年3月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計						4,438

- (注) 1 取締役大野邦夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役遠藤宣夫、廣岡健司及び小松満義は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
3 平成24年3月29日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
4 平成24年3月29日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
5 当社では、経営効率の向上を図るために平成24年3月29日より執行役員制度を導入いたしました。
上記取締役兼務の執行役員以外の執行役員は提出日現在で1名で、経理財務部長 蓮香 正英であります。
6 米満吉和氏は、九州大学の許可を得られ次第、取締役に就任する予定となっております。

() 経営会議

経営会議は、常勤取締役および社長が指名した部長、室長以上の社員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告・決議を行っており、毎週1回開催されております。

c. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

() 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。

監査役は、監査役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査室・会計監査人と連携・協力の上、監視し検証する。

() 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存管理する。

() 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理の統括する体制を定め、当社及び子会社の損失の危険を管理する。

() 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

() 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。

内部監査室は、監査役・会計監査人と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

() 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の監査役は、当社の内部統制システムが適切に整備されているか留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、調査等を行う。

当社の内部監査室は、当社の内部統制システムが適切に整備されているか留意し、当社の内部統制及び外部監査の結果を監視し、検証する。

() 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人の任命を行う。

() 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

() 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

() その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

() 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には、一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針とする。

また、当社は、所管の警察署、暴力団追放センターおよび顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連絡し、反社会的勢力に関する情報収集を行い、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、組織的かつ速やかに対応する。

d 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

() 内部統制システムの整備及び運用の状況

透明性と公平性の確保に関して、各種規程を整備するとともに、運用の周知徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を果たすため、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、監査役及び会計監査人と連携し、その実効性を確保しております。

() リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において経営リスクにつき活発な討議を行うことにより、リスクの早期発見及び未然の防止につとめております。また、業務上生じる様々なコンプライアンス上の判断を含む経営判断及び法的判断について、必要に応じ、弁護士、弁理士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家からの助言を受ける体制を整えるとともに、内部監査、監査役監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然の防止によるリスク軽減につとめております。

() 内部通報制度

当社内における組織的又は個人による違法・不正・反倫理的行為の防止を目的として、内部通報制度を設けております。

内部監査及び監査役監査

() 内部監査室及び内部監査の状況

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室（1名）を設置し、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に報告されております。また監査結果に基づき、業務活動への支援・助言業務も行っております。監査計画の策定及び監査の実施にあたっては監査役と連携をとりながら行っており、監査役に対しての監査結果の報告もなされております。また会計監査人とも意見・情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

() 監査役監査の状況

監査役監査は常勤監査役を中心に実施しておりますが、非常勤監査役も業務を分担して、積極的に関与しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画にもとづき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役

() 社外取締役及び社外監査役の機能と役割

市場環境や技術動向の変化の激しい業界の中で、経営の健全性や適正性を確保・維持していくためには、専門的知識や業界における経験を有する者による経営が極めて重要であることから、社内取締役を中心とする取締役会構成としておりますが、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から社外取締役を、監査役につきましては、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役を置いております。

なお、本書提出日現在、それぞれの人数は、社外取締役1名及び、社外監査役3名（常勤監査役を含む）となっております。

社外取締役である大野邦夫氏は、企業経営者としての豊富な経験・見識を生かし、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

社外監査役である、遠藤宣夫氏、廣岡健司氏、小松満義氏の3氏は、遠藤宣夫氏は常勤監査役として、当社の監査に専念し、廣岡健司氏は弁護士として、小松満義氏は公認会計士として、それぞれの専門知識と経験を生かし、各々、客観的な立場から監査を実施するとともに、取締役会に出席し、業務執行の適正確保に取り組んでおります。

() 社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的关系、取引関係、その他利害関係

社外取締役及び社外監査役と当社との資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

提出会社の役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	62,820	62,820	-	-	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	16,200	16,200	-	-	-	4

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2銘柄

貸借対照表計上額の合計額 46,750千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)アドバンスト・メディカル・ケア	3,500	36,750	取引関係の維持強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)アドバンスト・メディカル・ケア	3,500	36,750	取引関係の維持強化
(株)バイオイミュランス	250	10,000	取引関係の維持強化

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の監査を受けております。なお、平成23年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び補助者は以下のとおりであります。

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

()業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 城戸和弘

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡久依

()監査業務における補助者の構成

公認会計士 5名

会計士補等 3名

取締役会の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は同法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。責任の限度額は、社外取締役については、1,000千円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役については、法令が規定する額となっております。

並びに、当社は同法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。責任の限度額は、1,000千円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び非常勤監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、社外取締役は1,000千円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額、非常勤監査役は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

また、会計監査人との間の監査契約において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、1,000千円又は会計監査人として在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

剰余金の配当に関する事項

当社は、機動的な資本政策を行えるよう、会社法第459条第1項各号に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により可能とする旨を定款で定めております。

自己の株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項に規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	16,000	-	18,000	1,400
連結子会社	-	-	-	-
合計	16,000	-	18,000	1,400

(注) 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。そのため、前連結会計年度に代わり、前事業年度を記載しております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

当社は、有限責任監査法人トーマツより国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導を受けており、その対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数、監査人数、監査内容等を勘案し、報酬の額の決定に際しては、代表取締役が監査役会の同意を得る旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3)当連結会計年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）及び当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成23年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2 1,092,670
受取手形及び売掛金	338,881
原材料	4,540
前払費用	52,984
繰延税金資産	5,874
その他	19,126
貸倒引当金	8,437
流動資産合計	1,505,641
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	247,186
工具、器具及び備品（純額）	185,813
リース資産（純額）	95,493
有形固定資産合計	1 528,492
無形固定資産	
ソフトウェア	7,902
ソフトウェア仮勘定	7,560
特許実施権	19,291
無形固定資産合計	34,753
投資その他の資産	
投資有価証券	46,750
敷金	69,163
保険積立金	7,724
繰延税金資産	15,998
その他	6,383
貸倒引当金	2,109
投資その他の資産合計	143,910
固定資産合計	707,156
資産合計	2,212,798

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成23年12月31日)	
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	11,200
1年内償還予定の社債	124,400
1年内返済予定の長期借入金	158,200
リース債務	44,432
未払金	59,714
未払法人税等	22,867
その他	19,135
流動負債合計	439,949
固定負債	
社債	209,100
長期借入金	138,900
リース債務	59,190
長期預り敷金	55,741
資産除去債務	4,792
固定負債合計	467,724
負債合計	907,673
純資産の部	
株主資本	
資本金	588,418
資本剰余金	460,095
利益剰余金	242,767
自己株式	258
株主資本合計	1,291,023
少数株主持分	14,101
純資産合計	1,305,124
負債純資産合計	2,212,798

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高	1,322,465
売上原価	455,911
売上総利益	866,554
販売費及び一般管理費	1, 2 795,273
営業利益	71,280
営業外収益	
受取利息	142
不動産賃貸収入	84,652
助成金収入	1,103
その他	5,437
営業外収益合計	91,335
営業外費用	
支払利息	12,774
社債利息	2,644
不動産賃貸原価	84,652
株式交付費	1,488
社債発行費	2,156
支払保証料	1,283
その他	5,396
営業外費用合計	110,395
経常利益	52,220
特別利益	
貸倒引当金戻入額	23
新株予約権戻入益	1,187
負ののれん発生益	4,274
特別利益合計	5,486
特別損失	
固定資産除却損	3 170
固定資産廃棄損	4 55
リース解約損	26
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,073
特別損失合計	1,325
税金等調整前当期純利益	56,381
法人税、住民税及び事業税	41,237
法人税等調整額	10,297
法人税等合計	30,940
少数株主損益調整前当期純利益	25,440
少数株主利益	8,826
当期純利益	16,614

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	25,440
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	-
包括利益	25,440
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	16,614
少数株主に係る包括利益	8,826

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		418,009
当期変動額		
新株の発行		149,855
新株の発行（新株予約権の行使）		20,554
当期変動額合計		170,409
当期末残高		588,418
資本剰余金		
前期末残高		289,706
当期変動額		
新株の発行		149,855
新株の発行（新株予約権の行使）		20,534
当期変動額合計		170,389
当期末残高		460,095
利益剰余金		
前期末残高		233,400
当期変動額		
剰余金の配当		7,247
当期純利益		16,614
当期変動額合計		9,367
当期末残高		242,767
自己株式		
前期末残高		258
当期末残高		258
株主資本合計		
前期末残高		940,857
当期変動額		
新株の発行		299,710
新株の発行（新株予約権の行使）		41,088
剰余金の配当		7,247
当期純利益		16,614
当期変動額合計		350,165
当期末残高		1,291,023

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
新株予約権	
前期末残高	-
当期変動額	
新株予約権の発行	1,187
新株予約権の失効	1,187
当期変動額合計	-
当期末残高	-
少数株主持分	
前期末残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,101
当期変動額合計	14,101
当期末残高	14,101
純資産合計	
前期末残高	940,857
当期変動額	
新株の発行	299,710
新株の発行（新株予約権の行使）	41,088
剰余金の配当	7,247
当期純利益	16,614
新株予約権の発行	1,187
新株予約権の失効	1,187
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,101
当期変動額合計	364,266
当期末残高	1,305,124

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		56,381
減価償却費		201,199
貸倒引当金の増減額（は減少）		8,413
受取利息及び受取配当金		142
支払利息及び社債利息		15,418
負ののれん発生益		4,274
助成金収入		1,103
株式報酬費用		967
固定資産除却損		170
固定資産廃棄損		55
保険解約損益（は益）		4,376
株式交付費		1,488
リース解約損		26
新株予約権戻入益		1,187
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		1,073
売上債権の増減額（は増加）		55,473
たな卸資産の増減額（は増加）		4,540
仕入債務の増減額（は減少）		5,112
前払費用の増減額（は増加）		38,697
未払金の増減額（は減少）		4,065
その他		81
小計		185,278
利息及び配当金の受取額		142
利息の支払額		15,256
法人税等の支払額		30,180
営業活動によるキャッシュ・フロー		139,984
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		79,688
有形固定資産の売却による収入		30
投資有価証券の取得による支出		10,000
無形固定資産の取得による支出		7,931
保険積立金の積立による支出		1,957
保険積立金の解約による収入		7,980
敷金の差入による支出		496
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2	14,156
投資活動によるキャッシュ・フロー		77,905

(単位：千円)

当連結会計年度
 (自 平成23年1月1日
 至 平成23年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	200,000
短期借入金の返済による支出	217,200
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	140,300
社債の発行による収入	195,924
社債の償還による支出	101,000
リース債務の返済による支出	44,404
割賦債務の返済による支出	15,968
株式の発行による収入	298,595
新株予約権の行使による株式の発行による収入	40,713
新株予約権の発行による収入	220
配当金の支払額	7,017
財務活動によるキャッシュ・フロー	359,562
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	421,641
現金及び現金同等物の期首残高	671,028
現金及び現金同等物の期末残高	1,092,670

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>全ての子会社を連結しております。</p> <p>(1) 連結子会社の数 1社</p> <p>(2) 連結子会社の名称 バイオメディカ・ソリューション株式会社</p> <p>なお、バイオメディカ・ソリューション株式会社については、当連結会計年度に第三者割当増資を引き受けたことにより、連結子会社となりました。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法の適用会社はありません。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社であるバイオメディカ・ソリューション株式会社の決算日は平成23年11月30日であります。</p> <p>連結財務諸表作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、12月1日から連結決算日である12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p>	<p>有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>原材料</p> <p>先入先出法による原価法</p> <p>(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しております。</p> <p>ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 14～17年</p> <p>建物附属設備 8～18年</p> <p>工具、器具及び備品 3～10年</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、償却年数は以下のとおりであります。</p> <p>ソフトウェア 5年</p> <p>特許実施権 8年または契約期間いずれかの短い年数</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>株式交付費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>社債発行費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
(4)重要な引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(6)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ703千円、税金等調整前当期純利益は1,776千円減少しております。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>ただし、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度の金額は記載しておりません。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成23年12月31日)	
1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	610,239千円
2 担保に供している資産	
提携医療機関の金融機関等からの借入に対し、以下の資産を担保として差し入れております。	
定期預金	13,700千円

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1 研究開発費の総額	
一般管理費に含まれる研究開発費	100,795千円
2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	165,871千円
給与及び手当	147,716千円
研究開発費	100,795千円
役員報酬	95,020千円
支払報酬料	82,137千円
貸倒引当金繰入額	8,437千円
3 固定資産除却損は、リース資産170千円であります。	
4 固定資産廃棄損は、工具、器具及び備品55千円であります。	

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益及びその他の包括利益は記載しておりません。	

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,079,000	995,000	-	13,074,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行

第三者割当増資による新株発行による増加 697,000株

新株の発行(新株予約権の行使)

新株予約権の権利行使による新株発行による増加 298,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	211	-	-	211

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年2月17日 臨時取締役会	普通株式	7,247	0.60	平成22年12月31日	平成23年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,092,670千円
現金及び現金同等物	1,092,670千円
2 第三者割当増資の引受により新たにバイオメディカ・ソリューション株式会社を連結したことに伴う連結開始時の同社の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と取得のための支出・収入(純額)との関係は次のとおりであります。	
(単位:千円)	
流動資産	20,842
固定資産	1,453
流動負債	11,746
負ののれん	4,274
少数株主持分	5,274
同社株式の取得価額	1,000
同社現金及び現金同等物	15,156
差引:同社株式取得による収入	14,156

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)	
ファイナンス・リース取引(借主側)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
リース資産の内容	
有形固定資産	
主として、細胞培養のための機器・装置及び事務機器(「工具、器具及び備品」)であります。	
リース資産の減価償却の方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要な資金(主に銀行取引や社債発行)を調達しております。短期的な運転資金は銀行借入れにより調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金については、新規取得時に相手先の信用状態を十分検証するとともに、所管部署が相手先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金及び社債については総額に対する変動金利での調達割合が低いことから、金利変動リスクに対するヘッジは実施しておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2を参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,092,670	1,092,670	-
(2) 受取手形及び売掛金	338,881	338,881	-
(3) 敷金	69,163	57,604	11,558
資産計	1,500,715	1,489,156	11,558
(4) 支払手形及び買掛金	11,200	11,200	-
(5) 1年内償還予定の社債	124,400	127,000	2,600
(6) 1年内返済予定の長期借入金	158,200	160,129	1,929
(7) リース債務（流動負債）	44,432	47,509	3,076
(8) 未払金	59,714	59,714	-
(9) 未払法人税等	22,867	22,867	-
(10) 社債	209,100	207,965	1,134
(11) 長期借入金	138,900	136,538	2,361
(12) リース債務（固定負債）	59,190	57,178	2,011
(13) 長期預り敷金	55,741	46,180	9,560
負債計	883,746	876,284	7,461

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

この時価は、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内償還予定の社債、(10) 社債

当社グループが発行する社債の時価は、市場価格がないことから、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値による算定する方法によっております。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務（流動負債）、(12) リース債務（固定負債）

この時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 長期預り敷金

この時価は、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	46,750

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含まれておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,092,670	-	-	-
受取手形及び売掛金	338,881	-	-	-
敷金	-	-	-	69,163
合計	1,431,552	-	-	69,163

4. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	124,400	95,900	73,200	20,000	20,000	-
長期借入金	158,200	116,400	22,500	-	-	-
リース債務	44,432	36,797	15,175	6,932	285	-
合計	327,032	249,097	110,875	26,932	20,285	-

(有価証券関係)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

その他有価証券(平成23年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの 株式	46,750	46,750	-

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社グループは退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 当連結会計年度中の権利消滅により利益として計上された金額

新株予約権戻入益 1,187千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成20年8月1日付で1株を100株とする株式分割、平成20年12月6日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、株式の種類及び付与数、ストック・オプションの数、権利行使価格について、所要の調整を行っております。

なお、当連結会計年度中に付与したストック・オプション(第5回、6回、7回)には割当日から行使期間終了日に至るまでの間に大阪証券取引所における当社株式の取引終値が一度でも行使価格522円に60%を乗じた価格313円を下回った場合、残存するすべての新株予約権について行使できないとの定めがあり、当連結会計年度中の平成23年9月6日の取引終値が305円となったことから、行使不可となり消滅いたしました。

(1)ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800,000	普通株式 410,000
付与日	平成17年5月30日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで

	第3回ストック・オプション
決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400,000
付与日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名	当社取締役 5名 当社従業員 1名 子会社取締役 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 10,000	普通株式 90,000
付与日	平成23年4月12日	平成23年4月12日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで

	第7回ストック・オプション
決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 45名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 44,000
付与日	平成23年4月12日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	20,000	190,000	400,000
権利確定(株)			
権利行使(株)	20,000	78,000	200,000
失効(株)			
未行使残(株)		112,000	200,000
	第5回	第6回	第7回
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年3月30日	平成23年3月30日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)	10,000	90,000	44,000
失効(株)	10,000	90,000	44,000
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、期首については、提出会社の前事業年度末の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格(円)	25	146	146
行使時平均株価(円)	769	769	558
付与日における公正な評価単価(円)			

	第5回	第6回	第7回
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年3月30日	平成23年3月30日
権利行使価格(円)	522	522	522
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	22	22	68

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与した第5回から第7回ストック・オプションの公正な評価単価は、二項モデルにより算定しております。

なお、第1回から第3回ストック・オプション付与日時点において、ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当連結会計年度年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

83,304千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

111,656千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成23年12月31日)	
1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳	
	(千円)
繰延税金資産	
(流動資産)	
未払事業税	2,510
貸倒引当金(流動資産)	3,157
その他	206
繰延税金資産(流動)合計	<u>5,874</u>
(固定資産)	
特許実施権	5,801
減価償却超過額	3,913
減損損失	1,969
貸倒引当金(投資その他の資産)	750
その他	3,562
繰延税金資産(固定)合計	<u>15,998</u>
繰延税金資産合計	<u>21,873</u>
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との 差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)
法定実効税率	40.6
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	8.8
住民税均等割等	4.4
寄付金損金不算入額	2.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.2
その他	3.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>54.9</u>
3 法定実効税率の変更による繰延税金資産の修正	
<p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成24年12月31日まで 40.69%</p> <p>平成25年1月1日から平成27年12月31日 38.01%</p> <p>平成28年1月1日以降 35.64%</p> <p>この税率の変更により繰延税金資産の純額が1,218千円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等の金額が1,218千円増加しております。</p>	

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 パイオメディカ・ソリューション株式会社

事業の内容 研究機関、医療機関からの細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービス、並びに消耗品、装置等の販売

(2) 企業結合を行った理由

三洋電機株式会社からの人材受入等により、三洋電機株式会社と細胞治療分野において協業関係にあるパイオメディカ・ソリューション株式会社を通じて、細胞治療支援事業の拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

平成23年2月1日

(4) 企業結合の法的形式

第三者割当増資による株式の取得

(5) 結合後企業の名称

企業結合後の名称変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

50%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、第三者割当増資による株式の取得を行ったことにより、パイオメディカ・ソリューション株式会社の議決権の半数を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年2月1日から平成23年11月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 1,000千円

取得に直接要した費用

取得原価 1,000千円

4. 負ののれん発生益の金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれんの金額 4,274千円

(2) 発生原因

被取得企業に係る当社の持分額と取得原価との差額により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

当連結会計年度において一括償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	19,842千円
固定資産	1,453千円
資産合計	21,296千円
流動負債	11,746千円
固定負債	
負債合計	11,746千円

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	21,161千円
営業利益	14,816千円
経常利益	14,808千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定し、算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から16年と見積り、割引率は1.63%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	5,665千円
時の経過による調整額	85千円
資産除去債務の履行による減少額	958千円
期末残高	4,792千円

(注) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に「細胞治療技術開発事業」、「細胞治療支援事業」の2つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「細胞治療技術開発事業」は、従来の樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウを提供する事業であり、「細胞治療支援事業」は、主として細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービスを提供する事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	細胞治療技術 開発事業	細胞治療 支援事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,193,687	128,778	1,322,465	1,322,465	-	1,322,465
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,193,687	128,778	1,322,465	1,322,465	-	1,322,465
セグメント利益	45,544	25,736	71,280	71,280	-	71,280
セグメント資産	2,154,704	60,123	2,214,827	2,214,827	2,029	2,212,798
セグメント負債	876,781	31,921	908,703	908,703	1,029	907,673
その他の項目						
減価償却費	191,330	2,188	193,519	193,519	-	193,519
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	136,440	17,520	153,960	153,960	-	153,960

(注) 1. (1)セグメント資産の調整額 2,029千円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント負債の調整額 1,029千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋	165,237	細胞治療技術開発事業 細胞治療支援事業
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	164,110	細胞治療技術開発事業 細胞治療支援事業
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京	156,852	細胞治療技術開発事業 細胞治療支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

「細胞治療支援事業」セグメントにおいて、当連結会計年度にバイオメディカ・ソリューション株式会社の株式取得を行い、連結子会社としたことから、重要な負ののれん発生益が発生いたしました。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては4,274千円であります。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

[前へ](#)

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1．関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	矢崎 雄一郎			当社代表 取締役	(被所有) 直接33.5		ストック オプション の権利 行使	29,200		

(注) 平成19年9月18日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	98.75円
1株当たり当期純利益金額	1.35円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1.32円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	当連結会計年度末 (平成23年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,305,124
普通株式に係る純資産額(千円)	1,291,023
差額の主な内訳(千円)	
少数株主持分	14,101
普通株式の発行済株式数(千株)	13,074
普通株式の自己株式数(千株)	0
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	13,073

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額	
連結損益計算書上の当期純利益(千円)	16,614
普通株式に係る当期純利益(千円)	16,614
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,304
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(千株)	309
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 10,000個 第6回新株予約権 80,000個 第7回新株予約権 44,000個 なお、当連結会計年度において、これらの新株予約権は全て消滅しております。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
テラ(株)第2回無担保社債	平成21年9月18日	-	60,000 (20,000)	1.91	無担保	平成26年9月18日
テラ(株)第3回無担保社債	平成22年3月31日	-	73,500 (51,000)	0.69	無担保	平成25年3月29日
テラ(株)第4回無担保社債	平成23年8月11日	-	100,000 (33,400)	0.63	無担保	平成26年8月11日
テラ(株)第5回無担保社債	平成23年9月30日	-	100,000 (20,000)	1.10	無担保	平成28年9月30日
合計		-	333,500 (124,400)			

- (注) 1. 当社は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期末残高は記載しておりません。
2. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
3. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
124,400	95,900	73,200	20,000	20,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	158,200	1.61	
1年以内に返済予定のリース債務	-	44,432	6.64	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	138,900	1.58	平成25年1月31日～平成26年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	59,190	6.34	平成25年1月15日～平成28年2月29日
合計	-	400,723		

- (注) 1. 当社は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期末残高は記載しておりません。
2. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	116,400	22,500	-	-
リース債務	36,797	15,175	6,932	285
合計	153,197	37,675	6,932	285

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第2四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第3四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	第4四半期 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高 (千円)	322,030	333,060	327,728	339,645
税金等調整前四半期 純利益金額 (千円)	31,905	9,250	13,996	1,228
四半期純利益金額 又は四半期純損失金 額() (千円)	12,459	2,455	9,280	7,580
1株当たり四半期純 利益金額又は1株当 たり四半期純損失金 額() (円)	1.03	0.20	0.75	0.60

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	671,028	² 1,079,885
売掛金	278,450	316,137
前払費用	14,205	52,727
繰延税金資産	825	3,941
未収入金	10,624	18,208
その他	1,110	1,444
貸倒引当金	-	8,297
流動資産合計	976,246	1,464,046
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	264,259	246,649
工具、器具及び備品（純額）	236,836	171,018
リース資産（純額）	79,003	95,493
有形固定資産合計	¹ 580,099	¹ 513,161
無形固定資産		
ソフトウェア	4,095	7,902
ソフトウェア仮勘定	2,709	7,560
特許実施権	23,791	19,291
無形固定資産合計	30,596	34,753
投資その他の資産		
投資有価証券	36,750	46,750
関係会社株式	-	1,000
敷金	68,189	67,433
保険積立金	18,124	7,724
繰延税金資産	10,142	15,684
その他	1,348	6,259
貸倒引当金	2,133	2,109
投資その他の資産合計	132,420	142,742
固定資産合計	743,116	690,657
資産合計	1,719,362	2,154,704

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,575	4,515
短期借入金	17,200	-
1年内償還予定の社債	101,000	124,400
1年内返済予定の長期借入金	118,400	158,200
リース債務	28,300	44,432
未払金	60,700	56,268
割賦未払金	15,968	-
未払法人税等	4,546	2,925
未払消費税等	6,253	11,434
その他	7,656	6,879
流動負債合計	364,601	409,057
固定負債		
社債	133,500	209,100
長期借入金	169,000	138,900
リース債務	55,661	59,190
長期預り敷金	55,741	55,741
資産除去債務	-	4,792
固定負債合計	413,902	467,724
負債合計	778,504	876,781
純資産の部		
株主資本		
資本金	418,009	588,418
資本剰余金		
資本準備金	289,706	460,095
資本剰余金合計	289,706	460,095
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	233,400	229,666
利益剰余金合計	233,400	229,666
自己株式	258	258
株主資本合計	940,857	1,277,922
純資産合計	940,857	1,277,922
負債純資産合計	1,719,362	2,154,704

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
営業収入	1,145,832	1,193,687
営業原価	391,122	402,369
営業総利益	754,709	791,317
販売費及び一般管理費		
役員報酬	56,040	79,020
給料及び手当	123,955	137,900
法定福利費	18,926	21,975
広告宣伝費	123,408	165,871
交際費	15,235	10,882
旅費及び交通費	30,714	31,743
支払手数料	25,745	25,644
支払報酬	58,431	80,571
減価償却費	5,654	5,717
寄付金	31,880	6,280
研究開発費	¹ 42,240	¹ 100,795
貸倒引当金繰入額	-	8,297
その他	78,195	71,072
販売費及び一般管理費合計	610,428	745,773
営業利益	144,281	45,544
営業外収益		
受取利息	229	138
不動産賃貸収入	79,481	84,652
助成金収入	2,563	1,103
その他	3,051	1,326
営業外収益合計	85,325	87,220
営業外費用		
支払利息	8,431	12,774
社債利息	3,036	2,644
社債発行費	3,388	2,156
不動産賃貸原価	79,481	84,652
株式交付費	243	1,488
支払保証料	1,242	1,283
その他	1,993	4,880
営業外費用合計	97,816	109,879
経常利益	131,790	22,885
特別利益		
固定資産売却益	² 7,145	-
貸倒引当金戻入額	10,609	23
新株予約権戻入益	-	1,187
特別利益合計	17,754	1,211

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
特別損失		
固定資産除却損	-	3 170
固定資産廃棄損	4 1,442	4 55
減損損失	5 6,354	-
リース解約損	1,491	26
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,073
特別損失合計	9,288	1,325
税引前当期純利益	140,256	22,771
法人税、住民税及び事業税	53,966	27,916
法人税等調整額	9,756	8,658
法人税等合計	63,722	19,257
当期純利益	76,534	3,513

【営業原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		99,381	25.4	105,328	26.2
経費		291,740	74.6	297,041	73.8
当期営業原価		391,122		402,369	

(脚注)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。		経費の主な内訳は次のとおりであります。	
減価償却費	191,299千円	減価償却費	185,612千円
ライセンス使用料	39,390千円	ライセンス使用料	38,968千円
修繕費	5,789千円	修繕費	18,046千円
旅費及び交通費	19,406千円	旅費及び交通費	15,752千円
コンサルティング料	5,980千円	コンサルティング料	12,820千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	406,343	418,009
当期変動額		
新株の発行	-	149,855
新株の発行（新株予約権の行使）	11,666	20,554
当期変動額合計	11,666	170,409
当期末残高	418,009	588,418
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	278,140	289,706
当期変動額		
新株の発行	-	149,855
新株の発行（新株予約権の行使）	11,566	20,534
当期変動額合計	11,566	170,389
当期末残高	289,706	460,095
資本剰余金合計		
前期末残高	278,140	289,706
当期変動額		
新株の発行	-	149,855
新株の発行（新株予約権の行使）	11,566	20,534
当期変動額合計	11,566	170,389
当期末残高	289,706	460,095
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	168,703	233,400
当期変動額		
剰余金の配当	11,836	7,247
当期純利益	76,534	3,513
当期変動額合計	64,697	3,733
当期末残高	233,400	229,666
利益剰余金合計		
前期末残高	168,703	233,400
当期変動額		
剰余金の配当	11,836	7,247
当期純利益	76,534	3,513
当期変動額合計	64,697	3,733
当期末残高	233,400	229,666

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
自己株式		
前期末残高	147	258
当期変動額		
自己株式の取得	111	-
当期変動額合計	111	-
当期末残高	258	258
株主資本合計		
前期末残高	853,040	940,857
当期変動額		
新株の発行	-	299,710
新株の発行（新株予約権の行使）	23,232	41,088
剰余金の配当	11,836	7,247
当期純利益	76,534	3,513
自己株式の取得	111	-
当期変動額合計	87,817	337,064
当期末残高	940,857	1,277,922
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
新株予約権の発行	-	1,187
新株予約権の失効	-	1,187
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	853,040	940,857
当期変動額		
新株の発行	-	299,710
新株の発行（新株予約権の行使）	23,232	41,088
剰余金の配当	11,836	7,247
当期純利益	76,534	3,513
自己株式の取得	111	-
新株予約権の発行	-	1,187
新株予約権の失効	-	1,187
当期変動額合計	87,817	337,064
当期末残高	940,857	1,277,922

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	140,256
減価償却費	205,530
減損損失	6,354
貸倒引当金の増減額（ は減少）	13,442
受取利息及び受取配当金	229
支払利息及び社債利息	11,468
助成金収入	2,563
株式交付費	243
有形固定資産売却損益（ は益）	7,145
固定資産廃棄損	1,442
リース解約損	1,491
保険解約損益（ は益）	1,958
売上債権の増減額（ は増加）	43,491
仕入債務の増減額（ は減少）	1,654
前払費用の増減額（ は増加）	5,396
未収入金の増減額（ は増加）	3,333
未払金の増減額（ は減少）	5,455
未払費用の増減額（ は減少）	300
未払消費税等の増減額（ は減少）	4,074
その他	16,405
小計	323,678
利息及び配当金の受取額	229
利息の支払額	12,029
助成金の受取額	3,852
法人税等の支払額	129,243
営業活動によるキャッシュ・フロー	186,486
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	230,452
有形固定資産の売却による収入	23,838
投資有価証券の取得による支出	36,750
無形固定資産の取得による支出	5,334
出資金の払込による支出	10
保険積立金の積立による支出	7,276
保険積立金の解約による収入	1,851
敷金の回収による収入	4,967
長期預り金の受入による収入	18,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	230,958

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	142,000
短期借入金の返済による支出	307,534
長期借入れによる収入	330,000
長期借入金の返済による支出	42,600
社債の発行による収入	146,442
社債の償還による支出	80,500
リース債務の返済による支出	42,558
割賦債務の返済による支出	62,687
新株予約権の行使による株式の発行による収入	22,988
自己株式の取得による支出	111
配当金の支払額	11,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	93,866
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	49,393
現金及び現金同等物の期首残高	621,634
現金及び現金同等物の期末残高	671,028

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 同 左</p>
2.固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 ただし、建物(建物附属設備を除く) については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 14～17年 建物附属設備 8～18年 工具、器具及び備品 3～10年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、償却年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間 間いずれかの短い 年数</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>(3)リース資産 同 左</p>
3.繰延資産の処理方法	<p>(1)株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2)社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1)株式交付費 同 左</p> <p>(2)社債発行費 同 左</p>
4.引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同 左</p>
5.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	
6.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によるしております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同 左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産 除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第21号 平成20年3月30日)を適用しておりま す。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞ れ703千円、税引前当期純利益は1,776千円減少しており ます。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業 会計基準第21号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基 準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会 計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用して おります。</p>

(株主資本等変動計算書)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	11,837,000	242,000	-	12,079,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株発行による増加 242,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	88	123	-	211

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 123株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年1月14日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	11,836	1.00	平成21年12月31日	平成22年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月17日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	7,247	0.60	平成22年12月31日	平成23年3月31日

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	211	-	-	211

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	671,028千円
現金及び現金同等物	671,028千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1 ファイナンス・リース取引(借主側)	1 ファイナンス・リース取引(借主側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、細胞培養のための機器・装置及び事務機器(「工具、器具及び備品」)であります。 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同 左 リース資産の減価償却の方法 同 左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らし、必要な資金(主に銀行取引や社債発行)を調達しております。短期的な運転資金は銀行借り入れにより調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金については、新規取得時に相手先の信用状態を十分検証すると共に、所管部署が相手先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金及び社債については総額に対する変動金利での調達割合が低いことから、金利変動リスクに対するヘッジは実施していません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注）2.参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	671,028	671,028	-
(2) 売掛金	278,450	278,450	-
(3) 未収入金	10,624	10,624	-
(4) 敷金	68,189	55,144	13,044
資産計	1,028,293	1,015,249	13,044
(5) 買掛金	4,575	4,575	-
(6) 短期借入金	17,200	17,200	-
(7) 1年内償還予定の社債	101,000	103,112	2,112
(8) 1年内返済予定の長期借入金	118,400	120,756	2,356
(9) リース債務（流動負債）	28,300	31,409	3,108
(10) 未払金	60,700	60,700	-
(11) 割賦未払金	15,968	15,968	-
(12) 未払法人税等	4,546	4,546	-
(13) 未払消費税等	6,253	6,253	-
(14) 長期借入金	169,000	165,657	3,342
(15) 社債	133,500	132,663	836
(16) リース債務（固定負債）	55,661	55,032	629
(17) 長期預り敷金	55,741	45,318	10,422
負債計	770,848	763,195	7,652

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

この時価は、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 割賦未払金、

(12) 未払法人税等、(13) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内償還予定の社債、(14) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格がないことから、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(15) 長期借入金

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) リース債務（流動負債）、(16) リース債務（固定負債）

この時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(17) 長期預り敷金

この時価は、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	36,750

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	671,028	-	-	-
売掛金	278,450	-	-	-
未収入金	10,624	-	-	-
敷金	-	-	-	68,189
合計	960,104	-	-	68,189

4. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	118,400	105,400	63,600	-	-	-
社債	101,000	71,000	42,500	20,000	-	-
リース債務	28,300	25,457	16,354	8,597	5,252	-
合計	247,700	201,857	122,454	28,597	5,252	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

時価評価されていない有価証券

区分	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	36,750

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成20年8月1日付で1株を100株とする株式分割、平成20年12月6日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、株式の種類及び付与数、ストック・オプションの数、権利行使価格について、所要の調整を行っております。

(1)ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800,000	普通株式 410,000
付与日	平成17年5月30日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで

	第3回ストック・オプション
決議年月日	平成19年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400,000
付与日	平成19年9月28日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	120,000	332,000	400,000
権利確定(株)			
権利行使(株)	100,000	142,000	
失効(株)			
未行使残(株)	20,000	190,000	400,000

単価情報

	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格(円)	25	146	146
行使時平均株価(円)	1,038	1,024	
付与日における公正な 評価単価(円)			

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第3回ストック・オプション付与日時点において、ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5)当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

358,050千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

181,548千円

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>(流動資産)</p> <p>未払事業税 825</p> <p>繰延税金資産(流動)合計 825</p> <p>(固定資産)</p> <p>特許実施権 2,894</p> <p>減価償却超過額 3,655</p> <p>減損損失 2,579</p> <p>貸倒引当金(投資その他の資産) 866</p> <p>その他 145</p> <p>繰延税金資産(固定)合計 10,142</p> <p>繰延税金資産合計 10,967</p>	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>(流動資産)</p> <p>未払事業税 788</p> <p>貸倒引当金(流動資産) 3,152</p> <p>繰延税金資産(流動)合計 3,941</p> <p>(固定資産)</p> <p>特許実施権 5,801</p> <p>減価償却超過額 3,599</p> <p>減損損失 1,969</p> <p>貸倒引当金(投資その他の資産) 750</p> <p>その他 3,562</p> <p>繰延税金資産(固定)合計 15,684</p> <p>繰延税金資産合計 19,626</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>法定実効税率 40.6</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金算入されない項目 4.6</p> <p>その他 0.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.4</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>法定実効税率 40.6</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金算入されない項目 20.4</p> <p>住民税均等割等 10.8</p> <p>寄付金損金不算入額 7.0</p> <p>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 5.3</p> <p>その他 0.4</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 84.5</p>
	<p>3 法定実効税率の変更による繰延税金資産の修正</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成24年12月31日まで 40.69%</p> <p>平成25年1月1日から平成27年12月31日 38.01%</p> <p>平成28年1月1日以降 35.64%</p> <p>この税率の変更により繰延税金資産の純額が1,218千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が1,218千円増加しております。</p>

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

当社は関係会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から16年と見積り、割引率は1.63%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	5,665千円
時の経過による調整額	85千円
資産除去債務の履行による減少額	958千円
期末残高	4,792千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

[前△](#) [次△](#)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	77.89円	1株当たり純資産額	97.75円
1株当たり当期純利益金額	6.39円	1株当たり当期純利益金額	0.29円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	6.08円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	0.28円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度末 (平成22年12月31日)	当事業年度末 (平成23年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	940,857	1,277,922
普通株式に係る純資産額(千円)	940,857	1,277,922
普通株式の発行済株式数(千株)	12,079	13,074
普通株式の自己株式数(千株)	0	0
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	12,078	13,073

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益(千円)	76,534	3,513
普通株式に係る当期純利益(千円)	76,534	3,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,975	12,304
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	610	309
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	第5回新株予約権 10,000個 第6回新株予約権 80,000個 第7回新株予約権 44,000個 なお、当事業年度において、これらの新株予約権は全て消滅しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
<p>1. バイオメディカ・ソリューション株式会社の第三者割当増資引き受け</p> <p>当社は、バイオメディカ・ソリューション株式会社の第三者割当増資20株を引き受け、連結子会社とすることになりました。</p> <p>(1) 連結子会社となる会社の概要</p> <p>商号 : バイオメディカ・ソリューション株式会社 本店所在地 : 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 設立年月日 : 平成22年12月10日 資本金 : 2百万円 代表取締役 : 大田 誠 事業内容 : 細胞加工施設の運営受託及び保守管理、消耗品及び装置等の販売、臨床検査の受託等 規模 : 平成22年12月設立の会社であるため、最近の経営成績及び財政状態はありません。</p> <p>(2) 第三者割当増資引き受けの概要</p> <p>引受契約締結日 : 平成23年1月31日 払込日 : 平成23年2月1日 引受株式数 : 20株 引受額 : 1百万円 (1株当たり金50,000円) 引受後出資比率 : 50%</p> <p>(3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況</p> <p>取得前の所有株式数 : 0株 (所有割合 0%) 取得株式数 : 20株 (取得価格 1百万円) 取得後の所有株式数 : 20株 (所有割合 50%)</p> <p>(4) 株式取得の理由</p> <p>バイオメディカ・ソリューション株式会社が三洋電機株式会社から取締役を受け入れること等を通じて、三洋電機株式会社との細胞治療分野における協業関係を強化し、総合支援事業の拡大を図るためであります。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>2.ストックオプション（新株予約権）の発行</p> <p>(1)当社は、平成23年 3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の代表取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。</p> <p>新株予約権の割当を受ける者 割当日において当社に在任する代表取締役 新株予約権と引換えに払込む金銭</p> <p>本新株予約権と引換えに払込む金銭は、割当日における本新株予約権 1個当たりの公正価値に、本新株予約権の総数（10,000個）を乗じた額とします。本新株予約権の公正価値は、適用すべき諸条件をもとに二項モデルを用いて算定します。</p> <p>新株予約権の内容</p> <p>・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 ()新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式10,000株を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$ <p>また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。</p> <p>なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>()新株予約権 1個当たりの目的となる株式の数 新株予約権 1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記()に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p>	

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（ ）に定める本新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の割当日の大阪証券取引所（以下、「大証」という。）における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値）とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または併合の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。</p> <p>なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>・新株予約権を行使することができる期間 (以下、「行使期間」という。) 新株予約権の割当日後 2 年を経過した日から平成26年 3 月31日までとする。</p> <p>・増加する資本金および資本準備金に関する事項 ()本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ()本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>・新株予約権の行使の条件 ()本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という。)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。 ()本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。 ()当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。 ()割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に 60% を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。 また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,000円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その 2 分の 1 に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>さらに、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,500円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や大証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>・新株予約権の取得に関する事項</p> <p>() 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>() 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>() 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>・組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>() 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。</p> <p>() 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記() に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>() 新株予約権を行使することができる期間 上記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 に準じて決定する。</p> <p>() 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>()その他新株予約権の行使の条件 上記 に準じて決定する。</p> <p>()新株予約権の取得事由及び条件 上記 に準じて決定する。</p> <p>()その他の条件については、再編対象会社の条件 に準じて決定する。</p> <p>・新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券 を発行しないものとする。</p> <p>新株予約権の数 10,000個を上限とする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>(2)当社は、平成23年 3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社または当社子会社に在任または在職する取締役及び従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。</p> <p>新株予約権の割当を受ける者 割当日において当社または当社子会社に在任または在職する取締役及び従業員</p> <p>新株予約権と引換えに払込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。</p> <p>新株予約権の内容 ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ()新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式90,000株を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$ <p>また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。</p> <p>なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる</p> <p>()新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記()に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記()に定める本新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の割当日の大阪証券取引所(以下、「大証」という。)における当社普通株式の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値)とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または併合の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。</p> <p>なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>・新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)</p> <p>新株予約権の割当日後2年を経過した日から平成26年3月31日までとする。</p> <p>・増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>・譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>・新株予約権の行使の条件</p> <p>()本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という。)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>()本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>()当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。</p> <p>()割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,000円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>さらに、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,500円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や大証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>・新株予約権の取得に関する事項</p> <p>() 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>()本新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>・組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>()交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>()新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>()新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定する。</p> <p>()新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記()に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>()新株予約権を行使することができる期間 上記 に定める行使期間の初日と組織再 編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日 から上記 に定める行使期間の末日まで とする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場 合における増加する資本金及び資本準備金 に関する事項 上記 に準じて決定する。</p> <p>()譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象 会社の取締役会の決議による承認を要する ものとする。</p> <p>()その他新株予約権の行使の条件 上記 に準じて決定する。</p> <p>()新株予約権の取得事由及び条件 上記 に準じて決定する。</p> <p>()その他の条件については、再編対象会社の条 件に準じて決定する。</p> <p>・新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を 発行しないものとする。</p> <p>新株予約権の数 90,000個を上限とする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>(3)当社は、平成23年 3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。</p> <p>新株予約権の割当を受ける者 割当日において当社に在職する従業員 新株予約権と引換えに払込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。</p> <p>新株予約権の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ()新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式44,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$ <p>また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。</p> <p>なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> ()新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記()に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。	

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記()に定める本新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の割当日の大阪証券取引所(以下、「大証」という。)における当社普通株式の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値)とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または併合の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。</p> <p>なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>・新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。) 新株予約権の割当日後2年を経過した日から平成26年3月31日までとする。</p> <p>・増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>・新株予約権の行使の条件</p> <p>()本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という。)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>()本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>()当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。</p> <p>()割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や大証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>・新株予約権の取得に関する事項</p> <p>() 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>() 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>() 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>・組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い</p> <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>() 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定する。</p> <p>() 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記()に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>() 新株予約権を行使することができる期間 上記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 に準じて決定する。</p> <p>() 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>() その他新株予約権の行使の条件 上記 に準じて決定する。</p> <p>() 新株予約権の取得事由及び条件 上記 に準じて決定する。</p> <p>() その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p> <p>・ 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。</p> <p>新株予約権の数 44,000個を上限とする。</p>	

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(非上場株式) (株)アドバンスト・メディカル・ケア	3,500	36,750
		(株)バイオイミュランス	250	10,000
計			3,750	46,750

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	399,483	24,994	1,594	422,882	176,233	42,604	246,649
工具、器具及び備品	481,880	40,711	7,505	515,086	344,068	106,257	171,018
リース資産	122,637	60,800	195	183,242	87,749	44,140	95,493
有形固定資産計	1,004,001	126,505	9,294	1,121,212	608,050	193,002	513,161
無形固定資産							
ソフトウェア	8,602	5,315	-	13,917	6,015	1,508	7,902
ソフトウェア仮勘定	2,709	9,639	4,788	7,560	-	-	7,560
特許実施権	36,000	-	-	36,000	16,708	4,500	19,291
無形固定資産計	47,311	14,954	4,788	57,477	22,724	6,008	34,753

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	仙台駅前アエルクリニック	診療所設備	20,402千円
工具、器具及び備品	仙台駅前アエルクリニック	細胞培養機器等	31,701千円
	医療法人社団医創会 セレンクリニック東京	細胞培養機器等	6,209千円
リース資産	仙台駅前アエルクリニック	細胞培養機器	53,300千円
	医療法人社団医創会 セレンクリニック東京	診療所器具備品	7,500千円
ソフトウェア	本社(麹町事務所)	医療機関向データベース等	5,315千円
ソフトウェア仮勘定	本社(麹町事務所)	医療機関向データベース構築	7,560千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社(御徒町事務所)	建物造作等	1,594千円
工具、器具及び備品	本社(麹町事務所)	償却完了に伴う減少等	7,505千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	8,297	-	-	8,297
貸倒引当金(投資その 他の資産)	2,133	2,109	-	2,133	2,109

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	81
預金	
当座預金	702
普通預金	1,034,667
定期預金	43,778
別段預金	654
預金計	1,079,803
合計	1,079,885

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック分院	54,797
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	40,241
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京	38,028
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋	37,401
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	36,642
その他	109,026
合計	316,137

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	(A) + (D) 2 (B) 365
278,450	1,253,371	1,215,685	316,137	79.4	86.6

敷金

相手先	金額(千円)
日本生命保険相互会社	18,207
大成建設株式会社・積水ハウス株式会社	15,963
大和証券オフィス投資法人	14,524
名古屋ビルディング株式会社	12,584
有限会社ハッピースマイル	6,119
その他	35
合計	67,433

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社癌免疫研究所	2,604
株式会社アドバンスト・メディカル・ケア	1,911
合計	4,515

長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社商工組合中央金庫	193,700
オリックス銀行株式会社	53,800
株式会社千葉銀行	29,000
株式会社りそな銀行	20,600
合計	297,100

社債及び1年内償還予定の社債

区分	金額(千円)
第2回無担保社債	60,000
第3回無担保社債	73,500
第4回無担保社債	100,000
第5回無担保社債	100,000
合計	333,500

リース債務及び1年内返済予定リース債務

相手先	金額(千円)
JA三井リース株式会社	53,690
東京センチュリーリース株式会社	24,470
三井住友ファイナンス&リース株式会社	9,831
日立キャピタル株式会社	7,359
芙蓉総合リース株式会社	6,681
NTTファイナンス株式会社	1,590
合計	103,623

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.tella.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年3月30日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当増資による新株発行 平成23年11月15日 関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年3月30日 関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

第8期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年5月10日 関東財務局長に提出

第8期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月4日 関東財務局長に提出

第8期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月4日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成23年6月30日に 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を平成23年3月31日に 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月30日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸和弘	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テラ株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、テラ株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸和弘	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テラ株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、テラ株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月30日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸和弘	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。